

令和5年9月定例会

文教福祉常任委員会会議録

招 集 月 日	令和5年9月6日（水）
会 議 場 所	市役所 5階 議場
開 議 日 時	令和5年9月6日（水）午前8時59分
閉 会 日 時	令和5年9月6日（水）午後3時48分
委 員 長	坂本 国広
委員会出席議員	
委 員 長	坂本 国広
副 委 員 長	諏訪 三津枝
委 員	潮田 幸子      芝寄 和好      西尾 綾子 高橋 亜紀
欠 席 委 員	な し
議 長	
委 員 外 議 員	
傍 聴 者	な し

議 題

議案番号	議 題 名	審査結果
第74号	令和5年度鴻巣市一般会計補正予算（第6号）のうち、本委員会に付託された部分	原案可決
第76号	令和5年度鴻巣市介護保険特別会計補正予算（第1号）	原案可決
第77号	令和4年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち、本委員会に付託された部分	認 定
第80号	令和4年度鴻巣市介護保険特別会計決算認定について	認 定

委員会執行部出席者

(こども未来部)		(教育部)	
こども未来部長	小林 宜也	教育部長	齊藤 隆志
こども未来部副部長	佐々木晴美	教育部参与	上岡 勝
こども未来部参事兼		教育部副部長	鳥沢 保行
子育て支援課長	高子 英江	教育部副部長兼	
こども応援課長	新島 政博	学務課長	池田 耕司
保育課長	矢澤 潔	教育部参事兼	
子育て支援課副参事	新井 玲奈	生涯学習課長	高橋 和久
子育て支援課副参事	中根 洋子	教育総務課長	松本 直樹
		学校支援課長	若林 朋子
(健康福祉部)		スポーツ課長	川口 修
健康福祉部長	木村 勝美	中央公民館長（課長級）	新井 隆司
健康福祉部副部長	矢澤 欣子	教育総務課中学校給食	
健康福祉部参事兼		センター所長（副参事級）	藤平 健司
福祉課長	服部 和代	学務課副参事	毛利 岳志
障がい福祉課長	野口 豊和	学校支援課副参事	杉山 賢次
健康づくり課長兼		学校支援課教育支援	
新型コロナウイルスワクチン		センター所長（副参事級）	中山 尚子
接種推進チーム課長	佐々木志万子		
介護保険課長	宮澤 多喜也	川里支所副支所長（課長級）	吉田 勝彦
		川里支所地域グループ	
吹上支所副支所長兼地域		リーダー（副参事級）	生川 由美
グループリーダー（課長級）	竹井 豊		
吹上支所市民グループ			
リーダー（副参事級）	川又 敦子		
		書 記	國島 清文
		書 記	小林美奈子

(開議 午前 8 時 5 9 分)

(委員長) ただいまより本日の会議を開きます。

議案第 77 号 令和 4 年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分について、昨日から引き続きです。

(芝寄) おはようございます。決算のほう幾つか質問させていただきます。

通告どおりにいきますと、105 ページをお願いします。ふるさと館維持管理事業のところでお伺いします。

(委員長) 105 ページですね。

(芝寄) はい、105 ページをお願いします。一昨年の決算から比べると委託料が大きく減っているのですけれども、委託の内容が、これは包括管理のほうに移ったということでもよろしいのでしょうか。

(学校支援課教育支援センター所長 (副参事級)) お答えいたします。芝寄委員の今ご質問のとおり、包括のほうに予算が移動したというところで金額が減っております。

以上です。

(芝寄) そうしますと、昨年の、令和 4 年度の決算の中で、防火対象物点検業務委託料、これだけ残っているのですけれども、この残っている理由、なぜ包括管理に移らなかったのかお聞きします。

(学校支援課教育支援センター所長 (副参事級)) お答えいたします。防火対象物とは、特定の用途の建物、保健センターや老人福祉施設等で収容人員が 300 名以上のものを防火対象物と申しますが、消防用の設備等が設置されているかなどの点検と報告が義務づけられております。鴻巣市の川里ふるさと館は対象物が 4 棟ありまして、一つの防火対象物とみなされますので、この防火対象物の点検の該当となってまいります。平成 29 年度までは年に 1 回この点検を実施しておりましたが、平成 30 年の 3 月に埼玉県央広域消防本部のほうで立入検査がございまして、その際に特定の用途でありますこのふるさと館の一つの旧川里保健センターになります。こちらのほうの保健センターというのはその当時もう移転といたしますか、もうなくなっておりましたので、防火対象物点検の対象

外になるというふうに判断をされまして、以後、令和3年度まで防火対象物点検がされていなかったという経緯がございました。その後、令和4年に再度今度は鴻巣消防署の川里分署によりまた立入検査がございまして、川里ふるさと館には特定の用途に該当する今度は高齢者福祉センターのひまわり荘があるということの話になりまして、やはり対象外の判断は誤りということで、点検が必要だと言われてまして、急遽令和4年度にまた防火対象物点検を行うこととなりました。そのため包括のほうに予算を、令和3年度の時点でやっていた事業ということになりましたので、令和3年度にはやっていなかった事業になりますので、計上をせずに対象外となったまま令和4年度に急遽この業務を行いまして、各課対応ということで学校支援課のほうで予算を取りまして実施をしたような状況でございます。令和5年度につきましては、包括のほうに業務移行しまして、今後は毎年実施できるようになっております。

以上になります。

(芝寄) よく分かりました。

続きまして、161ページをお願いいたします。中ほどの手話活動支援事業についてお聞きします。手話言語条例ができて6年たつかなと思うのですがけれども、この間この事業がどのように変わってきたのか、まずは行ってきたのか、昨年度、4年度の事業の実績も含めて、言語条例ができた後のその変化等、ちょっとお話を聞ければと思います。

(障がい福祉課長) 答えいたします。

鴻巣市手話言語条例が平成30年に制定されまして、鴻巣市手話施策推進方針のほうを策定しております。この推進方針によりまして、「広報かがやき」ですとかパンフレット等で手話の知識や簡単な手話について紹介をするとともに、市民が手話に親しむことができるよう、講習会等を実施しております。また、手話通訳者の技術と知識の向上を図るため、外部研修を受講する機会等も提供をしております。今後も手話に対する理解や手話の普及に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

(芝寄) 今のところで、手話の団体の方から今年直接、多分全議員に手

紙が届いているかと思うのですけれども、言語条例ができた後のことで、ちょっと市の事業内容ということで、見えて活動があまりないというようなご意見をいただいております。そういった中で先ほど今後努めていくというふうに申し上げてはいますが、令和5年度に向けて、この決算を踏まえた上での令和5年度に向けてのもう一度活動、どのようなことができるかお伺いします。

(障がい福祉課長) 我々障がい福祉課のほうでも今年の8月に聴覚者の団体のほうと懇談会のほうを行いました。その席上、団体の方等からも、手話言語条例が制定されたときは広報等にも手話等の記事が連載されたりだとか、そういったものがあつたのだけれども、最近ちょっとそういったものも見当たらないとか、そういったことですか、あとパンフレット、いろいろな情報が載っているような、情報量の多いようなパンフレットも作ってほしいとか、いろいろご要望とご意見いただいておりますので、パンフレット等については予算等も絡みますので、来年度以降ということになるかもしれないのですけれども、広報等に簡単な手話のそういった記事等については、担当のほうにも早急に載せるようにということで指示はしておりますので、今年度中にそういった記事については掲載をしたいというふうに考えております。

以上です。

(芝寄) では、次に移ります。

195ページをお願いいたします。保育所費庶務事業の中での……195ページではなかった。すみません。同じ事業なのですけれども、201ページの吹上富士見保育所管理運営事業についてお伺いします。これは園庭を潰して駐車場を造った工事だとは思っているのですけれども、駐車場のところは、4台、5台ぐらいでしたっけ、確保できたということで、これは今まで聞いている話だと近隣の方からのクレームが発端で場所を設けたとなりました。4台、5台の駐車場確保できたのですけれども、到底ちょっと夕方ではそれ追いつかないかなと思うのですけれども、その後、近隣のクレーム等はどのようになって、減ったのか、ないのか、対処しているのか、ちょっとお聞きしておきます。

(保育課長) お答えします。

近隣のほう、園に通う保護者につきましては、保育課より整備工事の通知を行いまして周知を行いましたけれども、苦情や否定的な意見等には特にごさいませんでした。また、近隣住民からは、整備前に園庭が狭くなるということは心配のことが数件ありましたけれども、整備後以降は現在に至るまで苦情等はいただいているところの状況です。  
以上です。

(芝寄) 分かりました。では、その駐車場を確保したことによって園庭が狭くなったということで、子どもたちの遊び場が少なくなったわけですが、その対処としてはどのようなことになっているのですか、今年も。

(保育課長) 園庭が狭くなったとはいえ、まだ遊べるスペースはあるのですけれども、もっと広いところということになりますと、園外活動で近隣の公園に行きまして、そちらのほうで遊具とか、走り回ったりとか、そういった園外活動のほうを行っているところです。  
以上です。

(芝寄) では、次に移ります。

345ページをお願いします。下ほどの小学校給食運営事業なのですが、これは何ページか後の中学校の給食運営事業も含めて質問させていただきます。物価高騰を含め、燃料費高騰も含め、この1年でかなりそういった材料費等も高騰して大変かなと思います。これ事前通告しておいたのですが、本当昨日の夜、今朝もニュースで出ていたように、本当タイミングがいいのか悪いのか分かりませんが、いきなり食事を作らない業者が出て困っている施設があるという報道がありました。まさにこのことをちょっと説明しようかな、今日質問しようかなと思っていたところで、その対策というのは考えておいたのでしょうか、この1年。これから令和5年度どのように考えているかお聞きします。

(教育総務課中学校給食センター所長(副参事級)) お答えいたします。現在の食料品等の物価高騰により、現在の学校給食費で現在の献立内容を維持することは厳しい状況になりつつあります。しかし、限られた予

算の中で物資を決定する上で価格を優先することや果物のカットの大きさを小さくするなどの工夫をいたしまして、栄養価を保ち、献立を立案しているという状況です。

以上です。

（芝罘）大変なのは重々よく分かっておりますけれども、これ相手がいることであって、今朝の報道みたいに突然やるだけマイナスになってしまふからやめたという、そうなったときの対策をお聞きしたいのですけれども、そういう状況が起きたときのことはどのように考えているか。分かりますか。

（教育総務課長）お答えします。

鴻巣市につきましては、今年度、小学校が268円、中学校が314円という1食単価で給食を提供しておりますので、献立立案のときに価格についても栄養価と併せて積算をしておりますので、金額が足りないから給食が提供できないということはありません。今後につきましても献立の見積り価格等を踏まえながら献立は立てていきますので、鴻巣市の給食としては現時点ではそのようなことがないというふうに考えております。以上です。

（芝罘）多分そうなのだと思いますけれども、相手は事業所であって、鴻巣市だけのものを行っているわけではなくて、ほかの市もいろんな事業を行っているわけであって、全体の経営が悪化して結末がそういうことになるわけで、鴻巣市がここだけをしっかりとお金払っているからやってくれるとか、そうとは限らないと私は思っているのです。向こうは会社なので。そういったときの、駄目になったときの対策を今伺っている。今朝のニュースでは、支援学校だったかな、防災食、缶詰だとかそれで賄ったということを知っております。それも含めてなのですからけれども、ほかの違う給食の会社の学校からその日の食事をどうにか作ってもらって提供するとか、何かそういったことは話し合われているかということを知っております。

（教育総務課長）お答えいたします。

鴻巣市の調理業務委託業者につきましては、調理業務の委託をお願いし

ているということで、給食の食材については会計が別になっております。ですので、委託料の中から賄い費を支払っていただいているのではないので、そういうことは起こらないです。

以上です。

（芝罘）なるほど。分かりました。では、もう全然心配はないということだというふうに受け止めます。分かりました。

では、次に移ります。すみません、ページちょっと戻ります。151ページをお願いします。すみません。障がい福祉課の障害者福祉費庶務事業の中で、生活のしづらさに関する調査員報酬、これについてちょっとお伺いしますけれども、まずこれ調査内容、どのようなことを行って、どのような内容が上がってきているのかということをお聞きしたいです。

（障がい福祉課長）お答えいたします。

こちらの生活のしづらさなどに関する調査につきましては、厚生労働省が5年に1度実施する調査でありまして、前は平成28年度に実施されました。本来であれば令和3年度に行われる予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響で令和4年度に延期されたという経緯がございます。こちらの調査につきましては、障がい者施策の推進のための基本資料とするために厚生労働省が行う調査となっております。本市では5地区、東4丁目、宮地2丁目、糠田の一部、吹上富士見1丁目、袋の一部が調査対象となっております。

以上です。

（芝罘）その対象を今、箇所を述べられましたけれども、すみません、ちょっと聞き逃してしまったかもしれないのですが、その対象箇所の今後の対応はどのように行っていくのか。すみません、2度になってしまったかもしれないですけれども、もう一度お願いします。

（障がい福祉課長）こちらの調査は国の調査になりますので、市のほうで統計調査員に調査票の配布等をお願いをして、障がい者がいる世帯にその調査票のほうを渡しまして、その該当の方が調査票を記入をいただいて、そのまま郵送のほうで投函していただくということで、その後は



国のほうで統計処理がされてこういった障がい者施策の基礎資料というふうになるものですので、特段市のほうで何か介在するということはございません。

以上です。

（芝寄）分かりました。では、その国へ上がったもの等は、数か月後フィードバックという形で各市町村とかにそういうのは当然下りてくるものなのでしょうか。

（障がい福祉課長）フィードバック等はございませんので、それは国の障がい施策のほうの計画の中にそういったアンケート調査等の内容等は反映されてくるのかなというふうには考えております。

以上です。

（芝寄）次、157ページをお願いします。真ん中ちょっと上段、在宅重症心身障害児等レスパイトケア事業についてお伺いします。

昨年度の利用状況、まず件数等ちょっとお聞きしたいのですけれども。

（障がい福祉課長）お答えします。

まず、超重症児の方ですけれども、利用者の方が5名で、受入日数のほうが154日、重症児の方が、利用者が2名、受入日数のほうが20日となっております。

以上です。

（芝寄）家族が利用する事業所というものが、以前も質問したと思うのですけれども、たしかいまだに鴻巣市にはないのかなと。一番近いところで熊谷の事業所だと思いましたがけれども、まずはそこを確認します。

（障がい福祉課長）芝寄委員おっしゃっていただいたとおり、熊谷市の太陽の園になります。

以上です。

（芝寄）6年ぐらい前も私、文教福祉に属したときにこの質問いろいろやらさせていただいたときに、利用者からので、やはり市内に欲しいという意見があって、多分この委員会でもそのことを聞いたところ、なかなか受け入れる事業所が本当難しい、少ないというか、ないということで、ただ今後利用者のためにも検討して市内のほうに設ける努力をしま

すようなことを言っていたのですけれども、いまだにそれが解決されていないという現状を踏まえて、ちょっと担当課のご意見をお聞きします。

（障がい福祉課長）芝寄委員おっしゃっていただいたとおり、需要というか、ニーズはもちろんあるというふうに考えておりますし、我々も市内に施設があればいいなというふうには思っておりますけれども、先ほどおっしゃっていただいたように、なかなか受入れというか、あの施設を造るのには場所も必要ですし、お金も必要ですし、人も必要ですというところで、なかなか厳しい部分もあるのかなというふうには思うのですけれども、もしそういったお声等がいただけるようであれば我々も積極的に協力のほうをさせていただいて、市内にこういった施設ができればいいなというふうには考えています。

以上です。

（芝寄）大変難しい問題と内容であって、デリケートな問題も含めて事業所を見つけるのは本当に大変かなと思いますけれども、今後も市内で利用できる事業所を見つけていただく努力はしていただけるということで、今の答えではよろしいのでしょうか。

（障がい福祉課長）おっしゃるとおり、我々も努力をしていきたいというふうに思っています。

以上です。

（潮田）それでは、幾つか通告してありますけれども、全部やるのには時間がないので、セレクトした形になりますけれども、質問させていただきます。

最初に、105ページ、ふるさと館維持管理事業、先ほど前任者からの質問もありました。このページにこだわるわけではなくて、ちょっと全体になるのですけれども、ここで文福所管の各事業において、先ほど前任者の芝寄委員のほうからもありました令和3年度では計上されていた清掃業務委託料等の建物維持管理に関わる委託料が令和4年度決算では計上されていない。これは85ページにあります包括管理委託料4億1,673万5,619円で計上されているものではないかと思っておりますけれども、この包括管理になったことで現場がどのようになったのか、楽になったのか、逆

なのか、またそれ決算書上には出てこないもので、伺いたいと思っております。一つ一つの事業として見るには事業数が特に文福の場合は膨大でありますので、各部または各課において令和4年度からの包括管理委託となったことの合計金額及びメリット、デメリット、主なものを挙げていただきたいと思っております。

また、今後もこの包括管理は継続されると考えておりますけれども、決算書全体を見ても文福の事業は非常に多いので、現場からの声がどのようなものがあるかというものも併せて各部で答弁いただければと思っております。

（教育部長） それでは、包括管理になってどのように変わっているかというところですが、まず清掃業務とかそういうのを含めました保守業務につきましては、部ごとにちょっと計算を出すのは非常に難しくなっております。こども未来部、健康福祉部、教育部併せて申し上げますと、こども未来部では対象施設としては保育所、児童センター、健康福祉部でいえば福祉センターとか、高齢者福祉施設とか、教育部でいえば小中学校、教育支援センター、集会所、公民館というのがあります。令和3年度の決算ベースで申し上げますと1億9,737万8,558円、令和4年度ですと1億9,459万1,000円ちょうどです。

そのほかに、包括になりまして、小規模修繕等維持管理の部分につきましては各部から報告をしますけれども、初めに教育部においては、小中学校については、合計で令和3年度は720件、金額でいいますと8,131万8,858円、令和4年度が小中学校で661件、金額で申し上げますと、合計で6,130万9,320円です。

次に、公民館ですと、令和3年度は53件で、917万2,234円、令和4年度は73件で、1,144万5,429円です。

次に、集会所ですが、令和3年度は6件、56万1,385円、令和4年度は7件で、31万9,605円。

続きまして、教育支援センターです。令和3年度の件数は10件、72万6,198円、令和4年度は7件、99万4,092円です。

教育部は以上ですけれども、包括にしたメリットとしましては、保守点

検業務、今申し上げた修繕につきまして、従来ですと見積り徴収したり、契約締結、支払いの事務負担というのがあったのですけれども、それらが包括になりまして軽減されているというところ。あと、不具合等が発生したときに、窓口が一本化されていますので、各種の案件の相談等対応する事業者が選定する事務の負担が軽減されたということがあります。そのほかにもいろいろあるのですけれども、主な部分についてはそういうところになっております。

私からは以上です。

（こども未来部長） それでは、こども未来部の所管施設のほうについて申し上げます。

まず、保育所ですけれども、令和3年度が54件、515万4,949円、令和4年度が107件、703万7,465円。

それから、児童センターになります。令和3年度が12件、45万6,423円、令和4年度20件、261万7,891円ということになっております。

メリット、デメリットですけれども、先ほど教育部長のほうが申しあげましたメリットに加えて、現場のほうの声としましては、修繕等が発生したときに連絡をして、素早く、レスポンスよく対応していただいて、施設管理上非常に好ましい状況になっているというような声が上がっております。

以上です。

（健康福祉部長） 健康福祉部所管の施設の修繕の状況でございます。まず、福祉施設、総合福祉センターと吹上福祉活動センター、川里創作館の3館分で令和3年度が件数が3件ございまして、修繕の金額合計が66万7,810円、令和4年度が件数19件、金額が180万4,113円です。

保健センターの関係では、令和3年度が7件、保健センターです。金額が36万4,100円。令和4年度の件数が18件、金額が442万7,967円です。

次に、高齢者福祉センターの関係では、令和3年度件数1件、高齢者福祉センター1件で、金額が89万2,350円です。令和4年度の件数が16件、金額が114万2,267円です。

障がい者支援施設でございます。令和3年度はございません。令和4年

度が件数11件、金額が61万6,660円でございます。

メリットとしましては、先ほど答弁しましたメリットに加えて、ここは今のうちに修繕をしておいたほうが良いというアドバイスもいただいて修繕に着手するところもありましたので、専門家の視点から予防的な修繕ができるというメリットもございました。

以上でございます。

(潮田) 各部からのメリットの部分もお聞きいたしました。数字もお聞きいたしました。ここに全部は出てこない部分の委託料のほうもあるかと思うのですけれども、今各部からいただきました答弁からいたしますと、特にメリットのほうはありましたけれども、デメリットのほうは今聞いた答弁ではなかったのですけれども、デメリット等はあったか各部からいただきたいと思います。

(教育部長) 教育部としては、デメリットは把握しておりません。

以上です。

(こども未来部長) こども未来部でも同様に、特にデメリットは確認しておりません。

(健康福祉部長) 健康福祉部でもデメリットは感じてございません。

以上です。

(潮田) 分かりました。そういたしますと、これに関しては包括管理にしてよかったというふうに、全体のこれ本会議で本当だったらやれば良いものだったのかもしれないのですけれども、取りあえず文福所管のところではメリットはあり、デメリットはなしというふうに考えているということを確認させていただきました。

続きまして、149ページのところで、149ページの住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給事業と、同じく価格高騰緊急支援給付金支給事業、これそれぞれの財源の内訳と、あとこの令和4年度において住民税非課税世帯が合計幾ら、国からのお金、県及び市で、もちろん所得によって少し違うと思うのですけれども、大体1世帯幾らもらっているというのを伺いたいと思います。

(健康福祉部参事兼福祉課長) お答えいたします。

住民税非課税世帯等臨時特別給付金の財源でございますが、令和4年度子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に係る分となっております。補助率でございますが、こちら10分の10となっております。

価格高騰のほうでございますが、価格高騰のほうも令和4年度子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金となっております。補助率は10分の10となっております。

支給額ということでよろしかったでしょうか。住民税非課税世帯等臨時特別給付金については、令和4年度ですけれども、1,534世帯に10万円を支給をさせていただきました。価格高騰緊急支援給付金のほうでございますけれども、令和4年度、8,938世帯に対しまして1世帯当たり5万円を支給をさせていただきました。

以上です。

(潮田) 確認いたします。この2つとも子育て世帯ということでしょうか。子育て世帯でないところについては、令和4年度はなかったということになるのでしょうか。

(健康福祉部参事兼福祉課長) これは、補助金の名称に「子育て世帯等」と入っているものでございまして、その補助金の名称のうち、これ括弧書きがついておりまして、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に係る分というものと、それと価格高騰のほうも子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金とはなっているのですが、これも括弧書きがついておりまして、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金になっておりますので、子育て世帯のみということではございません。

以上です。

(潮田) 分かりました。

続きまして、157ページのほうに参ります。障害福祉サービス事業所等エネルギー価格等高騰対策支援金給付事業で、これにつきましては対象数に合わせて申請件数というのも、それぞれこれ申請が出ないと支給されなかった、当然ながらそうだと思うのですけれども、申請件数等を含めた詳細をちょっと伺いたいと思います。

(障がい福祉課長) お答えいたします。

まず、こちらの支給対象事業所の内訳でございますけれども、令和4年の10月1日現在稼働している市内の障がい福祉サービス事業所等になります。まず、大型入所施設とグループホームが合わせて33事業所になります。通所系事業所のほうが29事業所、それから訪問系事業所と相談系事業所のほうが合わせて10事業所ということになっています。こちらの支援金につきましては、基本的に該当の事業所については全て申請のほうはいただいておりますので、先ほど申し上げた件数のほうが実際その該当のところは全て支給というふうな状況になっております。

続いて、計算の根拠は、令和5年度のほうでもご説明をさせていただいたのですが、市内の障がい福祉事業所にアンケートを行いまして、エネルギー価格の高騰に伴い事業所の増加した負担額に伴いまして金額のほうを割り出しております。令和4年度の分につきましては、一冬分としまして6か月分の負担増額を支給をしております。その金額から埼玉県が福祉施設等の運営継続に対する支援ということで支給する金額を減じて支給金額を決定をしております。

具体的に申し上げますと、大型入所施設、グループホームにつきましては、定員1人当たり市のほうで算出した必要額が1万8,000円でございますので、県のほうの補助額が9,000円でございますので、市のほうの助成額は1人当たり9,000円というふうになっております。

続いて、通所系事業所につきましては、1事業者当たりの必要額が16万5,000円ということでございまして、県の補助額が6万円ということでございますので、市の助成額は10万5,000円というふうな金額となっております。

訪問系事業所、相談系事業所につきましては、1事業者当たり必要額が10万円ということでございまして、県の補助額が3万円ということでございますので、市の助成額は7万円というふうになっております。

以上でございます。

(潮田) そうすると、これは今、令和5年のほうでもありますけれども、金額全く同じということでよろしいのでしょうか。また、対象の事業所

とかというのに増減はないのでしょうか。

（障がい福祉課長）補助額については、それぞれ比較をする月等が変わっておりますので、補助額、支援額についても変わっております。また、事業所の基準日のほうも令和4年と5年で若干相違がございますので、そういった中でその時点で稼働している事業所ということになりますので、若干相違はあるかと思うのですが、ほぼほぼは同じような事業所というような形になっております。

以上です。

（潮田）続きまして、161ページの手話通訳者派遣委託料のところですがけれども、これも先ほど前任者のほうから手話に関してのことありましたけれども、今回委託料が昨年度よりも、昨年度というか、令和3年度よりも300万円の減になっているかなと思うのですが、これは理由は何でしょうか。

（障がい福祉課長）お答えさせていただきます。

令和4年度の手話通訳者派遣委託でございますけれども、件数が666件、派遣人数が716人ございましたけれども、令和3年度は件数のほうが716件、派遣人数は740人でありまして、令和3年度と比較しますと件数で50件、派遣人数で24人減少しております。理由としましては、利用頻度の高かった方が施設入所をされたりですとか、あと通院の回数等が減ったため、それに伴いまして手話通訳者の人件費ですとか実費弁償費のほうが増したことに伴いまして委託料等も減少しております。

以上です。

（潮田）そうすると、これは上限が決まっているのではなくて、申請があつて派遣をお願いをしたいという方をお断りするということはないということでしょうか。

（障がい福祉課長）お断りするということはありません。

（潮田）分かりました。

続きまして、165ページの介護サービス事業所等エネルギー価格等高騰対策支援金給付事業、これにつきましては昨年度大変な思いをした施設からも相談をいただきました。現状は本当に大変でした。お聞きしてみた



ら、本当に聞いているこちらがつかくなるようなコロナの蔓延が非常に大変でありました。そういった施設の現状把握は市としてはどのように行っているのか伺います。

(介護保険課長) こちら介護保険課、本市につきましては事業者担当という特別な担当ができておりますので、そちらのほうで事業者のほうから1件1件担当のほうで細かくヒアリング等して、日常いろんなことのヒアリング等をしているのが現状でございます。

今委員ご質問の実際大変なことにつきまして、この給付金を算定するに当たりまして市内の全事業所に対してアンケートを行いました。それで、エネルギー価格等がどのくらい増加したかというのが、昨年度ですので、その当年度と前年度のどのくらい差額があったかということをも具体的な数字として出させていただきました。それに基づきまして、おおむね一冬分として6か月分の負担金額を埼玉県対策事業を引いた金額で賄える金額ということで今回給付金のほうを支給させていただいた次第となっております。ですから、事業者のヒアリングにつきましては、このエネルギー給付金だけではなくていろんなことがありますので、日頃担当を通じて細かくヒアリングもしくは事業所等に訪問して、運営協議会等にも訪問して細かくヒアリングをしておりますので、我々のほうも事業所の困窮度というか、大変さにつきましては日々実感しているところでございます。

以上でございます。

(潮田) 昨年度のコロナのときには、クラスターが発生してしまうと、もう職員もみんな感染してしまう。入所者に感染させてしまうわけにいかないの、分離をしなければいけない。単純にお金だけではなくて、非常に苦労されていたというのが、なかなかやはり現場に見に来てはくれないということを知っていたのですけれども、担当としては、これは調査をして上がってきたものを聞くのではなくて、現場にも行くということもされていたということによろしいのでしょうか。

(介護保険課長) 委員ご質問のとおり、ちょっとコロナ禍につきましては、我々がまた訪問するとコロナが感染するということがありますので、

それもまたやぶ蛇になってしまうところあります。なかなか難しかったのですが、コロナが明けてきて、またつい直近につきましては市内地域について、例えば地域密着施設につきましては運営協議会というのは2か月に1回程度開催されますので、それにつきましては必ず市の職員等が訪問して実情についてはお聞きするようにはしております。

以上でございます。

(健康福祉部長) 少し加えさせていただきます。

市内の大型入所施設、介護施設でクラスターが発生した状況については報告をいただいております、大変ご苦労されているなどというのを実感しておりましたので、施設でお困りになっていた个人防护具が手に入らないのだというときには、市の保健センターで持っているものを急遽何十着とお届けして、急遽対応していただいたという支援もしておりますし、またなかなか感染が施設内で収まらないというところで鴻巣保健所に相談しまして、では研修をしよう、もう一回ゾーニングの仕方から専門の感染症のナースから研修をしていただくということで、保健所とタイアップしましてズームでの研修も市内の介護事業所に対して行ったところがございますので、お困りのところについては市も何とか支援をしていたというところがございます。

以上です。

(潮田) 大変に丁寧にやっただけというところが分かりました。そういったことというのがなかなか決算書の金額だけでは出てこない部分ではありますので、大事なことを今聞かせていただきました。

次に、183ページのこどもデイサービスセンターのところでもありますけれども、指定管理料が250万円減となっております。令和3年度に比べまして減となっております。これは利用者が少なかったのか、またはそうではない何か理由があるのか、どういう違いがあるのか伺います。

(保育課長) こどもデイサービスセンターにつきましては、保育課のほうからちょっとお答えさせていただきます。

こどもデイのほうの指定管理料につきましては、5年の指定管理期間ございまして、事業者からの提案に基づいて上限額を年度ごとに配分して

おりますので、各年における指定管理料は年度協定において取決めしているということになりますので、250万円減となっておりますけれども、もう何年度は幾ら、何年度幾らということで決められておりますので、それに基づいて支出したという形になっております。

以上です。

（潮田）これにつきましては、そうすると利用している子どもたちにもデメリットはないものというふうに思ってよいのかということ、またこれ指定管理を受けているところについてもデメリットはないというふうに思ってよい金額なのでしょうか。

（保育課長）お答えします。

利用されている子どもたちにつきましては、特にデメリット等はございません。また、指定管理者のほうにつきましても、指定管理者のほうで決められた配分になっておりますので、また指定管理の事業者のほうもしっかりと運営していただいて、年々利用者も伸びておりますし、給付のほうも上がっておりますので、運営的には問題ないというふうに考えております。

以上です。

（潮田）分かりました。これについては、やはり今こどもデイというか、放課後デイはすごく増えておりますので、そのこの増えているそれぞれによって全部サービスも違いますので、その中で努力をしているところ、どういうふうに努力するかというのはそれぞれの特徴だと思うのですが、そうするとこの金額が減ったからといって新たな挑戦ができないとか、そういったことはないというふうに思ってよろしいでしょうか。

（保育課長）委員お見込みのとおりで、支障はないというふうに思っております。

以上です。

（潮田）それでは、183ページ、母子家庭等対策総合支援事業のところ、これ事業名だけだとよく内容が分かり切らないところで、確認をさせていただきました。そうしましたら、これは学習教室のほうの部分ということでありましたので、そこで学習教室と学校との連携どうなっている

のかというのを前にも私、委員会でも1度お聞きしたことがあったかと思うのですが、この学習教室と学校の連携、要は学校になかなか来れていないお子さんもこの学習教室には来れていたりとか、またはそのお子さんがどのくらい勉強しているとかというような、そういった情報共有というのには行われているのか伺います。

(こども未来部参事兼子育て支援課長) それでは、学習教室についてお答えいたします。

学習支援教室では、保護者の相談対応とか家庭訪問による生活相談、進路相談、学習支援教室への参加の促進、他機関との連携、進路支援、あとは季節のイベントなど、学習支援だけではなく、保護者、児童が安心できる居場所づくりという相談支援体制を構築しております。また、対象者について支援が必要と考えられる場合には、委託支援業者から情報提供を受けるとともに、ご本人の家族の同意が必要ですが、得られた場合には、他機関との連携、学校との連携等をしながら支援を実施しております。

以上です。

(潮田) すみません、これについては教育のほうにも答弁いただきたいのですが、実際この学習教室に通っている子どもたちというのを学校のほうでは把握をしているのでしょうか。

(学校支援課長) お答えいたします。

現時点においては把握しておりません。

(潮田) 私これ先ほども申し上げました前にも委員会でも言ったところでもあります。これについては、今福祉のほうでの答弁では学校等もとちらっと言ったかなと思うのですが、すごく大事な部分ではないかなと思っております。これがうまくマッチすることで、その子が実は物すごく学習教室で頑張っていたりとかというのも、学校の側ではなかなか把握していないとなると、その子の頑張りが分かってあげられないし、またそこにプラス何かできるものがあるのではないかなと思うのですが、今後その情報共有というのには、もちろん個人情報に関係もありますが、それは当然親御さんが関わっての母子のほうのだと思ってお

ります。親御さんの了解を得た上で、やっぱり担任の先生とかは知っているということが私は重要ではないかなと思うのですが、それについての考えを伺いたいと思います。

（学校支援課長）お答えいたします。

こちらにつきましては、内部で調整させていただきます。

以上です。

（潮田）それでは、続きまして205ページ、つつみ学園管理運営事業についてであります。これについては、令和3年度に比べまして会計年度職員が300万の減というふうになっております。そののどうしてかというか、詳細と、あと利用している子どもたちの増減について伺います。

（保育課長）お答えします。

まず、会計年度任用職員の報酬のほうの減の原因ですけれども、会計年度任用職員におきまして、年度途中において急遽1名退職がございまして、それに基づきまして報酬のほうはかなり減になっております。

児童数のほうなのですけれども、会計年度の今回報酬が減っておりますけれども、児童数的には令和3年度が15名に対して令和4年度は14名。ただ、3月に3名ほど入所しておりますので、令和5年度3月1日時点では17名の児童というふうになっております。

以上です。

（委員長）潮田委員、あと5分程度となっておりますが、ある程度幅を持って対応しますので、よろしく願いいたします。

（潮田）そうしますと、今のつつみ学園のところですがけれども、職員は1人減った、でも子どもたちは増えた。この前も、8月だったでしょうか、現場に行かせていただきました。すごく丁寧に子どもたちのことを見ていてくれる様子がよく分かりました。これ1人減ったことで、その後職員の体制とかを手当ではしているのでしょうか。

（保育課長）お答えします。

7月に1名が退職した状況なのですけれども、その後1月に育休明けの職員が1名と、さらに新規の採用1名が加わりまして、令和5年1月1日からは5名体制という形になって運営しておりますので、問題ないと

いうふうに思っております。

以上です。

（潮田）続きますと、223ページ、救急医療負担金についてであります。これについては、第三次救急のほうの受入れのための3,000万円だったかな。すみません、ちょっと今数字があれですけれども、これって実際、第三次救急って二次救急に比べて搬送数ってすごく少ないと思うのですけれども、実際に搬送した数と、あと……その搬送したというのは、第三次救急は鴻巣だと基本的に川越のほうになるのかな。埼玉医大のほうになるのでしょうか。あと、加須のほうになるのかと思うのですけれども、加須のほうに搬送された件数とかというのはこちらで把握できているのでしょうか。

（健康づくり課長兼新型コロナウイルスワクチン接種推進チーム課長）  
お答えいたします。

三次救急に関しましては、加須病院が令和4年の6月1日に開院ということで、そこからの1年間の数字ということで県央広域のほうから情報提供いただいている状況です。三次医療機関の救命の搬送件数、今申し上げました1年間の鴻巣市の総合の件数が130件の中で、加須の病院に搬送された件数は67件ということで情報をいただいているところです。

以上です。

（潮田）そうすると、全体のうち半分がそっちに搬送されたということになるわけですね。だから、これについては、昨年度の議案質疑のときの議事録を見ても、優先ではなく積極的などいうところでありましたけれども、この金額については、これはずっと、令和5年度も予算化をしているかなと思うのですけれども、ずっと続く金額ということ、その3,000万が令和4年度だけではなくてずっと継続していくということになるのでしょうか。

（健康づくり課長兼新型コロナウイルスワクチン接種推進チーム課長）  
財政支援につきましては、今後の救命救急センターの稼働状況、それから受入れの状況等見ながら加須病院と具体的な協議をしていく予定ではありますが、救命救急センターの運営につきましては、設立当初の数年

間が非常に厳しいと言われております。本市としましては、数年程度の財政支援を検討していきたいと考えております。

以上です。

（潮田） それでは、243ページ、母子健診事業のほうの妊婦健康診査が500万円の増になっておりますけれども、出産が増えたとは思えないのですが、この根拠は何でしょうか。

（こども未来部参事兼子育て支援課長） ただいま委員がおっしゃった500万円の増は、事業全体で500万円増となっております。妊婦さんのお子様の出生とか、妊婦さんが増えたのではというところなのですが、主にこの中の妊婦健康診査委託料がそこに関わってくるかなと思います。こちらに関しましても幾らか増にはなっているのですが、この増の原因としましては、令和4年度から産婦健診が新規事業として始まりまして、こちらの内容は産婦のメンタルヘルスというところの事業が増えたというところが一つの原因となっております。

また、人数のところなのですが、こちら市の総務の統計値で見ますと、出生数のほうが、令和3年のほうが669人、令和4年度のほうが672人となっております。若干、3名ほど増えているのかなというのは統計値では見受けられます。ただ、母子手帳の交付件数につきましては、令和3年度が672人で、令和4年度が644人ですので、実態としては全体としては減っているのかなというところが見受けられます。

以上です。

（潮田） もうちょっと聞きたいけれども、これ後でまた聞きます。

次のこのとり助成金事業なのですが、これ260万の減となっておりますけれども、保険適用などが令和4年度から国の制度として変わりました。このことによる単純な減ということになるのか伺います。

（こども未来部参事兼子育て支援課長） 委員おっしゃるとおり、令和4年度に制度のほうが変わりまして保険適用になったことから、若干やはり助成を受ける人数のほうが減っております。

以上です。

（潮田） すみません、最後になってしまうのかな。333ページ、外国語教

育推進事業のところに行きます。

これが400万円の増というふうになっておりまして、確認をしたいのですが、会計年度職員の仕事は、これはどういうことになるのでしょうか。また、A L Tの授業数等を確認したいと思います。

(学校支援課長) お答えいたします。

まず、400万円の増ということにつきまして説明させていただきますと、これ令和3年度と比較して400万円増となった理由は、令和4年度が増加したということではなくて、令和3年度の支出が少なかったことが原因でございます。その理由は、令和3年度は新型コロナウイルスの影響を受けましてJ E TのA L Tの来日が予定より遅れました。そのため、4月からの勤務がかなわず、9月及び10月の来日となったことでその期間の報酬等の支払いがなかったことが令和3年度の支出に影響したためでございます。なお、会計年度の職員というのは、このJ E TのA L Tでございます。こちらは、派遣業者によるA L Tと同様に学校に勤務しております。J E TのA L T3名は、全て中学校で英語の指導を行っております。

A L Tの授業時数ですが、学級数により若干の違いはございますが、大体1週間で20時間程度指導しております。

以上です。

(潮田) すみません、もう一つ聞きたいところ、341ページ、学校図書館支援事業についてなのですけれども、一昨日だったでしょうか、読売新聞さんが取材に来ました。鴻巣市の図書館のことでいろいろ聞かれたのですけれども、これ今回、令和4年度500万減額でありました。これについては、このことによる現場からの声、また弊害、実際どういったことが上がっているのか。日本全体が活字から離れてしまうというところがあって、その懸念が取材の内容だったのですけれども、鴻巣市として努力していることは何か伺います。この令和4年度の500万に対してです。500万減に対して。

(学校支援課長) お答えいたします。

こちら中学校への配置が減ってしまったことが大きな理由となっております。



ます。やはり中学校のほうも図書館支援員のほうに支援していただきたいということで声はいただきましたので、小学校に配置を予定していた分の若干数を中学校のほうにも支援していただくようなことをしております。

なお、あと市として、学校には司書教諭が配置されている学校がございますので、そういったところは司書教諭または国語担当の教諭などにも働きかけながら、図書館が充実するようということとは指導しているところでございます。

以上です。

(潮田) 本当はもっと聞きたいけれども、時間なので、また次のときに行いたいと思います。

以上です。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前 10 時 09 分)

---

(開議 午前 10 時 29 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(芝寄) すみません。始まる前に大変失礼いたします。

先ほど潮田委員の質問の中の答弁の中で包括管理のこの常任委員会に関する部分の数字がいろいろ上げられたのですけれども、それを資料として請求したいのですけれども。よろしく願いいたします。

(委員長) 先ほど芝寄委員からありました包括管理に関連した金額の変化について、各部、資料の提出はできますでしょうか。では、代表して健康福祉部長。

(健康福祉部長) ご提供可能でございます。

(委員長) そうすれば、文教福祉常任委員会として資料請求をしたいと思いますが、委員の皆さん、いかがでしょうか。

(潮田) 先ほど答弁いただいた数字というのが、それだけが独り歩きしないようにというふうに思っております。これについて、私も通告をした時点で、資産管理課のほうにもこういう数字って出るのでしょうかと

いうふうに確認をしましたところ、これがイコールではなり切れない部分もあるのだというような話がありました。でありますので、この数字だけが独り歩きしないということを確認をしておきたいと思います。要は経常経費になるような部分というのは数字としては出し切れないものもあるというようなことだったので、先ほどお聞きした数字というのはしっかり、それはそれで修繕の関係とかということだと思っておりますけれども、それを確認というか、この委員会の中でそこから先の使い方というのも少し注意をしながらのほうがいいかなというふうに思いまして発言させていただきました。その数字が間違っているとかそういう意味ではなくて、今言っていた数字をそのままいただけるのが一番ありがたいと思っております。

以上です。

(委員長) 潮田委員の発言のとおり、我々の委員の中だけの参考の資料として使わせていただくということにさせていただいてよろしいですか。資料請求はさせていただくということで。そういうことを前提として資料請求をさせていただきますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

(委員長) 分かりました。では、資料のほうにつきましては午後一で出させていただくことは可能でしょうか。

(健康福祉部長) 準備をさせていただきますして、午後の再開のときにお配りできるように準備いたします。

(委員長) よろしく願いいたします。

(諏訪) では、令和4年度一般会計の決算について質疑を何点かいたします。

まず最初に、147ページです。重層的支援体制整備事業です。こちらのほう、前任者のほうの質問とも一緒になるところがありました。カシオ計算機さんへの委託ということで、システムが地域資源情報管理システムというものを導入しているということでございます。重層的支援体制整備事業というのは、社会福祉法の改正によって当市においても創設がされています。これまでの福祉制度、そして政策等、実際に生活をされて

いる市民の方々が直面する困難だとか生きづらさという、そういった多様性、複雑性が出てくる支援ニーズ、そしてそれとの間に制度のほうのギャップがあったということで、そういったものから背景となっているということでございました。委託先がカシオ計算機1社で、全国的にそのようになっているということなのですが、実際に会計年度任用職員さん、報酬がついておりますけれども、令和4年度において各課で対応し切れないものを相談を受けて、どういった相談内容があって、どのように対処をしてきたのかをまず1点目として伺います。

（健康福祉部参事兼福祉課長）お答えいたします。

今実際にどのような相談があったかということですが、令和4年度、これは重複がある、複合的、複雑的になっていますので、1つの要因ではないのですが、主立ったものを抜粋してご説明をさせていただきます。

まず、精神的疾患による日常生活が困難であった方、あとはひきこもりになっている息子さんですとか、そういう方のご相談がありました。あとは、認知機能の低下によって日常生活ができない方、それとDVですとか虐待によってご相談があった方、また生活困窮になって通常の生活がままならないというような方がございました。生活困窮に関しては、福祉課の中では生活保護の所管もしておりますので、広く生活保護の相談の時点で、生活保護にはならないのだけれども、生活困窮に陥っているというような相談も多数ありました。

それと、担当としてもこれは重層的支援になるのだろうかというような部分でもあったのですが、家庭内の不和、これはただの親子げんかなのではないのかなとか、これは本当の痴話げんかではないのかなとか、そういうような相談も実際にはあったところです。

それと、今真夏なので、真夏というか暑いので、今も実際にはあるのですが、安否確認、要はクーラーが回っていないとか、新聞がたまっている、牛乳が受けていないとか、そういった安否確認も多数ございました。

そういった場合にどのような対応を取っていたかというご質問ですけれ

ども、それぞれのご相談があったときに担当の部署の検討を担当のほうでいたしまして、その応援課に情報提供いたしまして、連携を取りながら対応したところがございます。例えば精神疾患など精神症状がある方については、保健師さんですとか障がい福祉の担当と共同いたしまして訪問等させていただきました。高齢者等の場合には、地域包括支援センターに応援要請をしまして、地域包括支援センターと一緒に対応を取りました。緊急対応については、警察、消防と今は連携が密に取れるようになっておりますので、警察、消防等に依頼をしまして緊急対応等をおこなっておるところでございます。

以上です。

（諏訪）そうしますと、各部署に相談をしながら一緒に訪問をしたり、対応しているということなのですが、その対応をしている方は1人ということでしょうか。

（健康福祉部参事兼福祉課長）対応している職員は1人ですかというご質問でよろしいでしょうか。決して1人では対応はいたしません。現場に行く場合には、1人で現場に行くことは決まっています。複数名で対応するように指示しておるところです。あと、職員とすると、やはり担当課の職員にも応援要請をかけますので、広く応援をいただいているところです。

以上です。

（諏訪）すみません、ちょっと聞き方が間違っていましたけれども、動くときには担当部署の方と一緒に動くということでは分かりましたけれども、例えば電話対応などは、ここには電話料金なども入っておりますけれども、特定の電話があるということでしょうか。

（健康福祉部参事兼福祉課長）個人の携帯を使って対応していた時期もありましたが、やはり個人情報等の問題もありましたので、今は携帯電話を所持しております。

以上です。

（諏訪）次に、155ページの難病患者手当支給事業です。こちらのほうは、難病手当がたしか10年近く前に5,000円から1,000円に減額になりました。

た。そのときの理由が、要するに難病の指定の数が5倍になるというようなことで、実際に対象者が多くなるだろうということで1,000円に引き下げた、減額をしたと記憶しております。ということで、現在の対象者数の経年の推移と、また指定されている難病の数の推移もいただければと思います。

(障がい福祉課長) お答えさせていただきます。

まず、対象者数の推移でございますけれども、令和元年度の対象者数は539人、令和2年度は600人、令和3年度は629人、令和4年度は641人となっております、対象者数は増加しております。

それから、難病の疾病数のほうの推移でございますけれども、先ほど諏訪委員のほうからお話のありました平成27年の1月時点では疾病数が110でございましたが、こちらが平成30年の4月時点で331、令和元年の7月時点で333、令和3年の11月時点で338となっております。

以上です。

(諏訪)過去5年間にわたって対象者数がおよそ100人増えているということと、指定の難病疾病数はおよそ3倍になっているということですので、当初5,000円から1,000円に引き下げたときの見込みよりは大きく違っているかと思うのですけれども、現在、難病患者さんの方々は、その難病指定された病気についての医療費はかからないのですが、それに波及した別の科の病気については医療費がかかるというようなこともあって、1,000円から5,000円に復活をしてもらえないかというような声もあるのですけれども、そういったお考えがあるかどうか伺います。

(障がい福祉課長) 現在、県内の40市の中でこの難病患者手当を支給している自治体につきましては、今年の6月時点、我々のほうで各市の条例等を確認したというところなのですけれども、15市でございました。そのうち、例えば難病に指定されたときに1回だけ支給される場所とか、年額1万円の支給というふうな自治体もございます。本市では月額1,000円支給しております、支給している自治体15市の中では真ん中辺りということでございますので、支給額の増額については考えておりません。

以上です。

（諏訪）では、189ページです。民間保育園等補助事業でございます。この中で保育士の宿舎の借り上げ支援というものが行われているということでございますので、実際に活用をしている園、施設がどこであり、またその活用できている保育士さんの人数をお願いいたします。

（保育課長）お答えします。

令和4年度の実績になりますけれども、活用施設のほうが8施設ございまして、園名を申し上げますと、ふくろうの森保育園、エンゼル幼稚園、めぐみの木こども園、ゆめのはなこども園、まなびい川里園、なのはな保育園、ことね保育園、きずなっこガーデンナーサリー、以上8施設になります。人数のほうにつきましては、17名の保育士がこちらのほうの利用になっております。

以上です。

（諏訪）多くの施設で活用しているということが分かりました。保育士のなかなか成り手がない、不足というところで、保育士さんが定着して就業できる支援策として有効かと思われるのですけれども、この補助の対象となる条件を教えてください。

（保育課長）お答えします。

保育施設を運営する民間事業者が保育士用の宿舎を借り上げる場合の費用を補助することになりまして、補助率的には国が2分の1、県が新設園の場合には4分の1、既設園の場合には8分の1ということになっておりまして、令和元年度から引き続き令和3年度において本事業の対象者であって、令和4年度も引き続き本事業の対象となった者が引き続き同じ宿舎に入居している場合には、1人当たり月額ということになっております。鴻巣市の場合には、基準額5万4,000円という形になっております。

以上です。

（諏訪）続いて、同じページです。民間保育園等補助事業でございます。病児保育補助金ということになっておりますが、実際に令和4年度病児保育を受けた、利用されている方の人数をお願いいたします。

(保育課長) お答えします。

こちらのほうの民間保育園等補助事業におきましては、認定こども園エンゼル幼稚園のほうにおきまして体調不良児対応型のほうの病児ということの実績になっております。そちらのほうにつきましては、令和3年度81人、令和4年度は161人のほうが利用者となっております。

以上です。

(諏訪) では、続きまして189ページの、こちらのほうは病児・病後児保育事業でございます。こちらのほうの、利用登録が必要だったと思うのですけれども、登録をしている人数、また実際に利用をされている方の人数をお願いします。

(保育課長) お答えします。

令和4年度の実績としまして、病児・病後児保育の施設は2か所ございまして、そちらのほうの登録者が1,031名、利用件数が延べで353件。内訳としましては、病児保育施設パンジーキッズ、これはヘリオス会のほうなのですけれども、そちらのほうは56件、めぐみの木病児保育室のほうは297件というふうになっております。

以上です。

(諏訪) 昨年度も同様にコロナ禍ということで、コロナに感染しているまたは感染後の子どもたちというのはどのように、ここが利用できたのか、できなかったのか、お願いいたします。

(保育課長) 令和4年度におきましては、利用のほうを制限しておりました。

以上です。

(諏訪) 続いて、同じページの病児・病後児保育事業でございますが、補助金が出ております。感染症対策ということですが、実際にこの感染症対策の、どういったところにこの30万円が使われたのか伺います。

(保育課長) お答えします。

申請のあっためぐみの木病児保育室のほうで新型コロナウイルス感染対策補助金のほうを交付しておりまして、内容といたしましては、消毒用アルコール、ペーパータオル及び消毒液の購入経費に対して補助してお

ります。

以上です。

（諏訪）では、195ページです。保育所管理運営事業ですけれども、こちらのほうなのですけれども、議運の請求資料でいわゆる会計年度職員数などが出ておりました、保育課がやはりとても多いということと、保育所に勤務している方が圧倒的に人数が多いのですけれども、まずは土曜日保育を行っているのは、現在、登戸保育所と生出塚保育所の2か所で行っておりますけれども、その土曜日保育の実施状況をまずお伺いいたします。

（保育課長）お答えします。

公立保育所における土曜保育ということで、委員おっしゃられたとおり生出塚保育所と登戸保育所のほうの2か所で行っております、令和4年度は登録者のほうが生出塚保育所で64名、登戸保育所のほうで54名、合計118名の登録がございまして、延べ利用人数としましては、生出塚保育所が1,291名、登戸保育所が669名、合計しまして1,960名の利用のほうがございました。

以上です。

（諏訪）大変利用が多いなという感じがするのですけれども、実際にこの2つの園で公立保育所に通園する子どもたち、線路の東側と西側に分かれて利用されていると思いますけれども、その職員の体制にどのような影響があったのかを伺いたいと思います。登戸保育所、生出塚保育所の保育士だけで賄うわけではなく、ほかの園からもローテーションを組んで賄っていたと聞いておりますけれども、職員の体制についてお伺いいたします。

（保育課長）お答えします。

土曜保育におきましては、開催場所は公立保育所で2か所というふうになっているのですけれども、それぞれの保育所に4つまたは3つの保育所の職員がシフトを組んで、その中で、生出塚保育所だったら全員生出塚保育所の職員だけではなく、他の保育所の職員も交ざってシフトを組んで対応しているところです。



以上です。

（諏訪）シフトを組んでということですがけれども、その職員の体制に大きな変化はなかったでしょうか。

（保育課長）以前は各保育所のほうで土曜保育をやっていたのですけれども、合同になりましたして、職員的には出ない日もあるというか、シフトでの対応となりましたので、負担的には軽減しているかと思います。  
以上です。

（諏訪）あわせて、議運での請求資料の中に職員さんの時間外勤務のそれぞれ数字を出していただいておりますして、保育課もかなりの時間外保育の時間数が多いように思うのですけれども、これは土曜日保育のシフトを組んだりする上で大きな影響があったのかを伺いたいと思います。

（保育課長）時間外のほうなのですけれども、基本的に保育所のほうというのは、コロナのときには多少やっばり職員の出席というか、その制限がございましたので、その分時間外等はあったのですけれども、通常はほとんどしないような状況で運営のほうをしている状況です。

以上です。

（諏訪）では、205ページの民間保育所施設整備事業でございます。こちらのほうも、民間保育所も土曜日保育を実施しているところもありますけれども、その保育園によって実施が行われている状況を伺います。

（保育課長）お答えします。

民間保育施設につきましては、職員体制については給付費の加算認定において適切に配置がなされていることを確認しております。また、土曜保育においても、利用希望に応じて体制を組み、実施できていると認識しているところです。

以上です。

（諏訪）コロナの感染でクラスターになった園もあったと思っておりますけれども、その際に休園になったかと思っておりますけれども、保育児、子どもたちにどんな影響があったのか、もし分かればお願いいたします。

（保育課長）民間保育施設の内情まではちょっと完全に把握しているわけではないのですけれども、各園によって、コロナのときには自主的に

登園されないお子さんもいらっしゃいましたので、人数的には少し少なくなかった上で、当然合同保育なども行いながら、保育に支障がないように運営していたかというふうに認識しております。

以上です。

（諏訪）では、231ページ、新型コロナウイルスワクチン接種事業についてでございます。こちらも委員会で資料請求をしております、資料が出ております。コロナの終息が見えない中でワクチン接種事業を続けた1年間が大変だったことがこの数字からもよく分かると思います。7つの業務で委託先がそれぞれありました。コールセンターは、当初よりJTBの熊谷支店さんが請け負ってくれているということでした。実際にこのコールセンターでの対応件数が4万1,164件と、1年間であったということが資料から読み取れます。クーポン券の発送などは、繁忙期ということで、電話対応も大変多かったのではないかと思いますけれども、繁忙期とそうでないときのオペレーターの着座の人数など、JTBさんからの報告書の中であればお願いをいたします。

（健康づくり課長兼新型コロナウイルスワクチン接種推進チーム課長）  
お答えいたします。

コールセンターの回線数につきましては、今お話しいただきましたとおり、繁忙期等で回線数等をそれぞれ調整をしております。年度の回線数なのですが、まず4月42回線から始まりまして、5月は9と減り、6月は9から30へ増やしております。7月も同様に30、8、9、10月が10回線、11から1月までが30回線、2月、3月は10回線ということでコールセンターのほうは回線数を設置いたしました。

以上です。

（諏訪）そういたしますと、回線数に合わせてオペレーターの配置がされていたという認識でよろしいのでしょうか。

（健康づくり課長兼新型コロナウイルスワクチン接種推進チーム課長）  
委員のおっしゃるとおりです。

（諏訪）では、この中で、予防接種の委託料の中に各医療機関、42医療機関、そしてシードさんの職域接種会場と、ここまでは分かるのですが、

国保連の接種に関して、国保連はどこで、またどのような振り分けでここに接種となったのかを伺いたと思います。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時58分)



(開議 午前10時59分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(健康づくり課長兼新型コロナウイルスワクチン接種推進チーム課長) こちらのつきましては、市外での接種に関しまして国保連を通したものの手数料という形になります。ですので、接種会場というところでの件数は申し上げられないという形です。申し訳ありません。

(諏訪) そうしますと、契約をしている42の市内の医療機関やシード職域接種会場は分かりますが、国保連さんに関しては市外のいわゆる大型の接種会場などのことをいうのか、それによろしいのかどうか。すみません。

(健康福祉部長) お答えいたします。

国保連へのお支払いは、市外で接種した方は国保連を通して市に請求をいただきますので、その審査支払いの1件当たりの手数料(P.50「委託料」に発言訂正)でございます。

以上です。

(諏訪) では、249ページの夜間診療所運営事業でございます。こちらのほうが工事請負費ということで、オンライン資格確認システムを導入するための工事ということでございますが、いわゆるマイナンバーカードのカードリーダーの設置工事費ということだと思っております。カードリーダーに関しては、この時期は政府のほうから無償で頂けるといったように思うのです。そうしますと、工事費は自前ということだったのかと思うのですけれども、もう既にホームページでもマイナンバーカードで受診できるよということがたくさんうたわれていまして、実際に夜間診療所でマイナンバーカードをご利用になって診察を受けられた件数というのはどのぐらいあるのでしょうか。

（健康づくり課長兼新型コロナウイルスワクチン接種推進チーム課長）  
こちらにつきましてはの稼働は、令和5年4月から稼働している状況です。  
現在、受付人数はゼロ件という状況です。  
以上です。

（諏訪）ゼロ件ということは、実際には受診される方がマイナンバーカードをお持ちになっていなかったということで、いわゆる通常の健康保険証で受診をされたということによろしいのか、それとも何かトラブルがあってゼロ件になったのかを伺います。

（健康づくり課長兼新型コロナウイルスワクチン接種推進チーム課長）  
夜間診療所の窓口におきましては、この機械でできますよというところを来所された方にはご案内をしている状況です。その中でこのオンライン資格確認システムを利用するというご希望がなかったという状況ですので、マイナンバーカードを持参かどうかという確認は、すみません、取ってはおりませんが、一応そういう状況ということで、トラブルがもとのゼロ件ではございません。  
以上です。

（諏訪）では、教育なのですけれども、343ページ、小学校教育ICT環境整備事業、これは中学校のほうも同じかなと思いますので、351ページの中学校教育ICT環境整備事業も同様にお伺いをさせていただきたいと思えます。

非常に金額が大きいというのがまず感じていることなのですけれども、実際にどういったシステムでどういったことが行われているのかをまずお伺いをいたします。

（教育総務課長）お答えいたします。

こちらにつきましては、GIGAスクール構想を実現するために必要な経費となっております。内容といたしましては、小学校、中学校と一緒に契約をしておりますが、まず委託料につきましては2つの契約がございます。1点目がICT環境整備業務の保守業務委託料となっております。内容といたしましては、デジタル校務のシステム料ですとか、基盤の利用料、クラウドやセキュリティー対策に係るサービス利用料が1

つ目。2つ目といたしましては、活用するための教職員への研修会ですとか、ICT支援員の派遣、サポートデスク、システム保守等に係る活用を支援保守となっております。2つ目になりますが、情報通信ネットワーク環境整備業務委託料といたしまして契約をしているものでございます。こちらは、小中学校内のWi-Fi環境等を整えるために必要な経費となっております。

続きまして、使用料及び賃貸料でございますが、こちらにつきましては主に機器等のリース料になっておりまして、指導者用のパソコンの本体や保守に係るもの、学校で使用するプリンターや大型の掲示装置、テレビのモニターのようなものなのですが、そちらのものですとか、プロジェクターやデジタルカメラ、ビデオ等に係る機器等のリースとなっております。

以上です。

(諏訪) ICTを使っていくためには、まずはセキュリティーと、それから保守が大事ということと、実際に活用をしていく上では、研修をしたり、また使っているうちのサポートデスクがあったり、ICT支援員があったりということ、また環境を整えるためのネットワークサービスを行うということですね。あとはリース料ということで、大変な金額が投じられていると思っておりまして、それでもなお日本は教育予算というのは非常に低いと言われております。いわゆるOECDの平均から比べると本当に低いのです。その低い中で突出しているのがこのICT環境ではないかなという感じを受けるのですけれども、ではそのほかの教育予算どうなっているというところでは、昨日も補正予算が出ましたように、楽器が補修できないというような状況があるということでございます。実際にこのICTに関わる費用、予算というのは教育費用の全体の大体どのぐらいを占めるのかというのはちょっとお聞きしたいと思うのですけれども。

(教育総務課長) お答えいたします。

1年間のICTにかかる費用なのですが、約2億6,000万円というふうになっております。教育費にかかる金額が……暫時休憩でお願いします。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前 11時08分)



(開議 午前 11時08分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(教育総務課長) すみません。決算書の322ページにもございますが、教育費にかかる総額につきましては43億1,985万4,000円となっておりますので、その分の2億6,000万円がICTのこちらの事業にかかる費用となっております。

以上です。

(諏訪) ICT教育はGIGAスクールの構想の中で行われているということなのですが、国の方針としましては支援員を2校に1人配置というふうになっております。実際に当市においては、ICT支援員さんというのはこういった基準は満たしていると思っておりますでしょうか。

(教育総務課長) お答えいたします。

現在におきましては、ICT支援員は3名おりまして、各学校を2週間に1回程度の割合で支援員のほうは訪問等しております。導入当時につきましては、支援員につきましては、すみません、ちょっと人数のほうは今把握をしていないのですが、今よりは多く配置をしておりました。現在につきましては、サポートデスク等も活用していただきながら、何か学校で学習時に支援等がある場合につきましてはサポートデスクのほうで対応しているということでございます。

以上です。

(諏訪) 現在当市では3名いるということなのですが、そうしますと2校に1人の配置というところでは満たしているということでしょうか。

(教育総務課長) すみません。2校に1人というカウントかどうかについては、申し訳ございません、確認をしてお答えをさせていただきます。

(諏訪) では、最後の質問をさせていただきます。

同じく教育ですが、357ページの鴻巣市立外中学校給食費保護者負担軽減事業でございます。こちらのほうがいわゆる鴻巣市立中学校ではないということで、小学校で予算額69万1,000円のところを20万7,308円の執行、中学校においては199万8,000円のところが61万1,313円の執行だったわけなのですけれども、この執行率が大体30%ぐらいということなのですが、対象人数の調査というのほどのような行って、またその対象となるご家庭にはどういった周知を行ったのか伺います。

(教育総務課中学校給食センター所長(副参事級))お答えいたします。市立外中学校の対象者につきましては、学齢簿のほうから抽出をいたしまして、対象者が130人という形になっています。

以上です。

(諏訪)学齢簿から130人ということでもございましたけれども、周知というのほどのような行ったのかも伺います。

(教育総務課中学校給食センター所長(副参事級))お答えいたします。対象者につきましては、個別に通知を差し上げております。

以上です。

(諏訪)いわゆるプッシュ型と言われている方法が取られるともっとよかったのかなと思います。僅かやっぱり30%ということですが、そのプッシュ型を今後もし給食費に関して、現在は2学期は全部給食費が無償になっているのですけれども、市立外の方々にプッシュ型で給食費を免除するということをお考えなのかどうかをちょっと伺いたいと思います。

(教育総務課長)お答えいたします。

市立外の児童生徒につきましては、就学援助費や就学奨励費等を受給されているかどうかについての確認が市のほうではできないため、そちらの公的な扶助を受けている方については対象外となることから、プッシュ型は難しいと考えております。今年度の実施につきましても同様に申請をしていただく方法を取ることになっております。

以上です。

(委員長)暫時休憩いたします。

(休憩 午前 1 1 時 1 5 分)



(開議 午前 1 1 時 1 5 分)

(副委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(坂本) 169ページの高齢者福祉センター管理運営事業の項目で質問させていただきます。

3館ある中の馬室等、故障してしまっているところもあると思うのですが、4年度、3館のコロナ後のお風呂の運用状況を伺います。

(介護保険課長) 高齢者福祉センターにつきましては、新型コロナウイルス感染症が令和5年、今年の5月8日に5類に引下げとなったことに伴いまして、従来と違いまして休暇明けの5月9日から運用を一部変更させていただきました。具体的には、コロナ禍、5月8日以前につきましては1回の入浴者数の制限を行ってございましたが、これを変更いたしまして、換気のため昼の15分程度ご利用をお控えいただく以外は、11時から15時までいつでもご利用いただける、ご入浴いただける状況となっております。なお、受付における記名につきましては、安全管理の面から引き続き継続しております。

以上でございます。

(坂本) 馬室については今故障で使えていないということではなかったでしょうか。確認です。

(介護保険課長) 委員ご指摘のとおり、白雲荘入浴施設につきましては、故障のため令和4年2月から利用を休止している状態でございます。

以上でございます。

(坂本) 今コロナ後、また1時間ごとにたしか4人とか5人という制約があった中で、今またそれが変わって、ある程度自由になったということで、人数制限はなくなったということではよろしかったのでしょうか。ちょっともう一度確認です。

(介護保険課長) 委員ご指摘のとおり、コロナのときは時間制限で何人ということになっておりましたけれども、今は11時から15時までの間にいつでもご入浴いただける状況で運営しております。



以上でございます。

（坂本）お風呂の施設というのは、来られる方が、利用される方がどこの市の施設でも、お風呂以外でも多分そう、体育館とか含めて全てそうだと思うのですが、利用者の固定化というのがあると思うのですが、特に入浴施設についてはそういう固定化ということについてはどう把握しているか伺います。

（介護保険課長）委員ご指摘のとおり、入浴につきましては受付における記名をやっておりますので、おおむね固定されている方が利用されているというふうな状況ということを指定管理者である社協から報告は受けております。

以上でございます。

（坂本）この利用は無料で使えるということになっておりますので、受益者負担という考え方はないので、その辺の公平性というか、その辺はどのように受け止めているか伺います。

（介護保険課長）こちら市内の方につきましては利用券を提示していただいて無料でご利用いただけますので、可能であれば入浴していただければと思うのですが、やはり先ほど申し上げたとおり利用者のほうは固定化しておりますので、その辺りにつきましてはどうかかなというふうにちょっと感じてございます。

以上でございます。

（坂本）次に移ります。

325ページの小・中学校適正規模及び適正配置事業のところですか。スクールバスの運行事業とか、これは笠原とか、それから北新宿から下忍小に通うとか、そういうスクールバスのことが入っていると思います。それで、北新宿地域のことについてちょっと確認したいのですが、北新宿地域には小学1年生から6年生まで、各学年ごとに何人いるかは分かりませんか。教えてください。

（教育総務課長）お答えいたします。

令和5年度の状況でございますが、北新宿地域のお子さんは合計で195名でございます。学年の内訳になりますが、小学校1年生が38人、小学校

2年生が32人、小学校3年生が35人、小学校4年生が29人、小学校5年生が33人、小学校6年生が28人でございます。

以上です。

(坂本) 195名ということで、もしかすると1つの小さな小学校よりも数があるのかなというぐらい、ちょっと北新宿地区は多いのかなというふうに思うのですが、実は7時半頃、私も資源回収したりとか、実は今日も資源回収をさせていただいて、州崎橋の近くを通りました。そうすると、かなりの生徒さんが州崎橋を歩いて通学しています。その数およそ100名ぐらいは多分いたのではないかと思います。私自身の認識は、北新宿地域の生徒さんはスクールバスで下忍小に通っているものというふうな認識だったのですが、もし分かれば、先ほどの195名の内訳のうち吹上小学校に通っているのは何名ずつなのか教えてください。

(教育総務課長) お答えいたします。

195名のうち吹上小学校に通っている児童につきましては144名になります。

以上です。

(坂本) 学年ごとのもの分かれば教えてください。

(教育総務課長) お答えいたします。

小学校1年生が7名、小学校2年生が23名、小学校3年生が29名、小学校4年生が26名、小学校5年生が31名、小学校6年生が28名、合計で144となっております。

以上です。

(坂本) 北新宿地域については、下忍小に通ってもらおうという方向性だったと思うのですが、そこは今どうなっているか伺います。

(教育部長) 北新宿地区から下忍小学校に変えた理由というのは、委員長おっしゃるとおり州崎橋が非常に危険な橋というわけではないのですが、あそこが狭いことから、多くの児童がそこを渡るのは非常に危険だということで、またそもそも北新宿地区の方は中学校に進学する際には吹上北中学校の通学区域です。教育委員会の考え方、1つの小学校からみんなが同じ中学校に進学しましょうという考え方があるわけですので

で、吹上小学校にそのまま通学していますと、中学に進学するときに吹上中学校と吹上北中学校に分かれてしまうということから、通学の危険性を回避する部分と、進学先を同じにしましょうという考え方で北新宿地区から下忍小学校へスクールバスでということに始めたということでもありますけれども、どうしてももう既に吹上小学校に通っていらっしゃる児童、ご家庭については途中で転校するのが非常に難しいということで、その部分につきましては弾力的な運用といたしますか、経過措置を設けて吹上小学校をお認めしているという状況です。

以上です。

（坂本）今の件分かりましたが、小学校1年生も7名通っているということで、これは上の兄弟がいらっしゃるとか、そういうことでよかったですでしょうか。確認です。

（教育総務課長）理由の詳細については確認はしておりませんが、委員のおっしゃるとおり上のご兄弟関係で、上の方が吹上に行く場合は同じに下のお子さんも吹上小学校に行くのではないかというふうに教育委員会としては考えております。

以上です。

（坂本）今後の流れとしては、段階的に下忍小に移行していくということでよかったですかだけ確認いたします。

（教育総務課長）お答えいたします。

北新宿の児童につきましては、通学区域では下忍小ということで通学区域が決まっておりますので、段階的にというよりは、今後については下忍小のほうへ北新宿の児童は通学というふうになります。

以上です。

（坂本）最後に、343ページのみどりの校庭推進事業のところですが、通告をしておりましたが、現在芝生化できていない小学校があるか確認いたします。

（教育総務課長）お答えいたします。

未整備の小学校ですが、箕田小学校、田間宮小学校、常光小学校、大芦小学校、広田小学校、共和小学校の6校でございます。

以上です。

(坂本) 未整備のところについては、今後どうされていく予定か伺います。

(教育総務課長) お答えいたします。

芝生化につきましては、その後の維持管理が必要になってまいります。維持管理をしていただける団体等を見極めて見つけていかななくてはいけないということもございますので、学校と調整しながら検討していきたいと考えております。

以上です。

(坂本) 今、維持管理の話が出てきました。そして、維持管理については業者にお任せするという形ではなく、地元の民間の方とかという、整備が進んでいるところは全てがそういうところによかったか伺います。

(教育総務課長) お答えいたします。

維持管理につきましては、業者ではなく地域の方が立ち上げている団体に現在、全て芝生化が終わっているところにつきましてはお願いをしている状況でございます。

以上です。

(副委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午前 11 時 30 分)

◇  
(開議 午前 11 時 30 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前 11 時 30 分)

◇  
(開議 午前 11 時 31 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(時間の確認してもらっての声あり)

(委員長) すみません。1人15分ということで、ある程度幅は認めていただいて、15分程度でよろしく願いいたします。

(高橋) 一通りいろんな答弁をいただいた中で、ほかの委員の方のご答弁とかもいただきまして、さらにちょっと深掘りして聞きたいところが出てきましたので、1点だけお聞きしたいと思います。

では、すみません、175ページ、子どもの居場所支援事業の中でコーディネーターのお話をいただいたと思うのですが、ちょっと2つ、先ほど183ページ、ほかの委員の答弁の中でもありました母子家庭等対策総合支援事業の中の委託の学習支援教室という名称も出てきて、ちょっと2つとも学習支援という名称が出てきていたので、ちょっとそこが混乱してしましまして、その学習支援と学習支援事業の違いをお伺いしたいのですけれども。それぞれもしあれでしたら説明していただいて。お願いします。

(こども応援課長) こども応援課のほうで対応している学習支援なので、こちらは民間のほうで行っている事業です。民間の事業で、埼玉県が考えている子どもの居場所というのがあるのですけれども、その中では、子ども食堂、学習支援教室、プレーパークということで民間のNPO団体が行っているのですけれども、そちらの中で学習支援教室というのがあります。それなので、これは市のほうで運営しているのではなくて、民間が行っているそのところをこども応援課のほうで把握していると、そういうような状況になっています。そういう学習支援となっております。

以上です。

(こども未来部参事兼子育て支援課長) それでは、先ほどの学習支援のところの詳しくご説明いたします。

子育て支援課のほうで行っている学習支援のほうは、主に独り親家庭世帯ということを対象にしております、こちらはアスポートさんという事業所に委託しておる事業となっております。対象が独り親家庭の方ということで、その中でその学習支援を希望する世帯のお子様に対して行う事業となっております。

以上です。

(高橋) すみません。今お答えいただいたの、母子家庭等対策総合支援

事業のほうのアスポートですよね。中高生対象。最初の子どもの居場所のほうの学習支援は、民間がやっているものの学習支援。では、フリースクールというのはまたどこになるのでしょうか。ちょっと混乱しています。すみません。

(こども応援課長) フリースクールというのは、学習支援教室というのの中に入っております。特に区切りがあるわけではないのですけれども、やはり民間が行っているところで、学習の支援しているところというふうに認識しております。

以上です。

(高橋) では、学習支援とフリースクールは同じものと考えていいということですか。民間がやっているものなので。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前 11 時 36 分)



(開議 午前 11 時 36 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(こども応援課長) フリースクールに当たっては、学校の出席と違って扱われる場合もございますということです。そこは違います。

(高橋) 分かりました。そうしましたら、ちょっと質問というか、変えさせてもらってもいいですか。子どもの居場所支援事業のほう、コーディネーターの方がいらっしゃって、学校との連携だったりとかというのをされていると。先ほどアスポートのほうではそれはされていないというのがあったので、ちょっと確認で、こちらは、ではコーディネーターさんがいらっしゃるということは、学校との連携も取れていて、例えば子ども食堂だったりとかで学校に行けていない子だったりとか、見守りが必要な子だったりとか、生活にちょっと問題があるとか、そういった方たちというのは、市として、小学生が対象になるのかな。中学生もいるのですか、民間のほうだと。何名ぐらいそういう見守りが必要な子が今いるって把握されているのですか。ちょっとその人数を教えてください。伺いたいです。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前 11時38分)



(開議 午前 11時38分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(こども応援課長) 令和4年度なのですけれども、学校訪問等により把握したケースがありまして、それは221名を確認いたしました。すみません、続きなのですけれども、学習支援等を把握している人数は把握しておりませんが、令和4年度、学校訪問により把握したのが221名となっております。

(高橋) すみません。この221名、学校訪問というのは、たしかコーディネーターさんに支払われているのではないですか、報酬。働いてくださっている。その方が、学校というのは学校に訪問して、学校側が子ども食堂に行っている子を把握しているという認識でいいですか。221名ということは。私が今お聞きしたいのは、その子ども食堂、民間がやっている子どもの居場所を利用している子たちが何名、そういう見守りが必要な子、例えば関係機関等につなげたりとか、やっぱり子どもの居場所ってそういう役割だと思うのです。開かれた居場所というか、コミュニティーの場所だと思うので、それがちゃんと市としてつながっているのかというのが先ほどのご答弁でちょっと心配だったので、今聞いているのですけれども、コーディネーターさんが何名の方を把握して、その大変な方、子どもというのを市として把握しているのかというのをお伺いしたいです。

(こども未来部副部長) お答えいたします。

コーディネーターが学校を訪問しまして、支援が必要だと思った方が221名。そちらにつきましては、必要な支援のほうにつなげているという形になります。また、子ども食堂とかフリースクール等を利用されているお子さんについては、何人利用されているかというところまでは把握できておりません。

以上です。

(高橋) すみません、私の伝え方が分かりづらいのだと思います。子ども食堂を利用している人数をお聞きしたいのではなくて、子ども食堂を利用している方の中で、子の中で大変な世帯というか、大変な子だったりとか、そういう、私の認識だとコーディネーターさんってそういう子をつなげる役割の方だと思っているのですけれども、なのでそういう子が何人ぐらい今市にいるのかなって思っています。

(こども未来部副部長) 学校から把握して、例えば子ども食堂につなげる方、例えば子ども食堂から把握して要対協のほうにつなげる方というのを含めまして221名ということになります。

以上です。

(高橋) 分かりました。では、先日の答弁だと、たしか8か所の子ども食堂が今市内にあるということで、その8個の子ども食堂を通して221名の大変な子がいるというのを市としては把握して、今何らかの支援というか、見守りみたいなところというのをやったださっているという認識でよろしいですか。

(こども未来部副部長) ごめんなさい。私の答弁があれなのですけれども、子ども食堂から全て221名ではなくて、学校から子ども食堂へつなげる方、学校から要対協につなげる方等もいらっしゃいますので、全て合わせて221名ということになります。

以上です。

(高橋) では、すみません、子ども食堂の役割というのはちゃんとできているというか、今回コーディネーターさんがつなげてくださっていて、民間がやっている、行政にはない開かれたコミュニティーの場というのがとても効果的かなというふうに思っています、そのつなげてくれるコーディネーターさんがいるわけではないですか。今回221名ということなので、そういった大変な子たちを次のステップにどういうふうにつなげているのかということをお伺いしたいです。

(こども未来部参事兼子育て支援課長) それでは、支援というところで幅広くお伝えするのですけれども、拾い上げ方は様々で、今おっしゃったコーディネーター様からこういった心配な子がいるよという情報は、



子どもにまつわることであれば、ほぼ全て子育て支援課のほうに情報のほうは入ります。そこで学校関係につなげる方もいれば、お母様が心配だということであればそちらにアプローチするとか、もともと情報を持っていけばもう支援にはつながっておりますので、新たな情報としてキャッチして、重要だなと思えば要対協に上げる、またはその中でいろいろな支援方法が変わります。お母様に精神疾患がある、障がいがあるとか、いろんなケースがございますので、そこをうちのほうで総合的に判断して関係機関につなげる、または継続的に支援していく、そういったことを子育て支援課のほうで集約して行っております。

以上です。

(高橋) すごくよく分かりました。丁寧にそういうふうにやっていただいているというのが分かったので、やっぱりコーディネーターさんの大切さというのをすごく実感したのですけれども、当然今の子たちというのは中学生にも上がるわけではないですか。そういったところで中学校に上がったときに、そういう子たちというのは、さっきの母子家庭、アスポートのほうですね、アスポートのほうに行く、移行する子も出てくると思うのです。そういったところのつなぎとか、連携とかというのもしっかりと取れているのでしょうか。

(こども未来部参事兼子育て支援課長) いろいろな様々な家庭がある中で、今回うちのほうで事業、独り親家庭等というところで、そこは独り親家庭に絞られてしまいますので、その独り親家庭の学習支援のところに関しましては、当然独り親の家庭で中学生、高校生がいる方には、現況の調査のとき等にお母様たちにお子様の学習はどうですかということで必ずアプローチはしております。もう継続的に支援をしておりますので、当然小学校で不登校だったり、行けていなかったりという子にもなるべく、こういった中学校でも高校生でも行けるような教室があるよということは個別にお母様にお話をしたりとか、その子にとってどういった学習支援がいいのかということも含めて、個々の内容に応じて必ずつなげるようにはしております。

以上です。

(高橋) ありがとうございます。ちょっと先ほどのアスポートのほう为学校のほうは把握されていないということだったので、それで心配でお聞きしたのですけれども、そういったところも連携してやってくださっているということがすごく分かったので、よかったです。

コーディネーターさんというのは今後もいらっしゃるということでしょうか。ちょっと最後にすみません。

(こども応援課長) コーディネーターについては、今後も続きまして支援していただくのを考えております。

以上です。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前 11 時 48 分)



(開議 午後零時 59 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般会計決算の質問時間につきましては、2 周目 15 分ということで、きっかりとタイムキープしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(健康福祉部長) 発言の訂正をお願いいたします。

諏訪副委員長からのご質問、新型コロナウイルスワクチン接種事業の国保連合会への委託料のご質問に対しての答弁で、これは市外での接種に関して…

(何事か声あり)

(委員長) 開会していますよ。開会してから発言の時間、タイムキープについて説明をしているので。

(健康福祉部長) 発言の訂正をお願いいたします。

諏訪副委員長からのご質問、新型コロナウイルスワクチン接種事業の国保連合会への委託料についてのご質問で、これは市外での接種に関して国保連合会を経由して審査支払いするための手数料ですと私ご答弁申し上げましたが、正しくは委託料でございますので、おわびを申し上げ、訂正をお願いいたします。

(委員長) 発言の訂正についてはご了承願います。

(教育総務課長) 午前中の諏訪副委員長からのご質問に対して答弁のほうをさせていただきます。

I C T推進支援員の配置につきましてご質問いただきましたが、こちらにつきましては、委員のおっしゃる国の教育I C T化に向けた環境整備5か年計画の中の目標水準として4校に1名配置ということの目標水準が示されているところでございます。市といたしましては、導入当初につきましては、令和3年度になります。週1回、6名の支援員のほうを訪問させていただいて、令和4年度以降につきましては月2回の3名という形になっております。鴻巣市のほうは、併せてサポートデスクで手厚いサポート支援体制を整えておりました。こちらは朝の8時半から5時半の平日にサポートデスクで体制を整えております。I C T支援員の数という形での配置ではなく、月2回3名プラスサポートデスクを設置して、学校の現場の状況に合わせた支援をさせていただいている状況です。

以上です。

(西尾) では、昨日飛ばしてしまったところ、時間の関係で飛ばしたところから合わせて、それも含めて合計3点ご質問させていただきます。351ページの中学校施設改修事業についてですが、吹上北中学校の校舎トイレ改修工事の進捗状況を教えてください。

(教育総務課長) お答えいたします。

こちらにつきましては、令和4年度中に完成しております。11月28日に完成、11月29日に検査合格ということで終了しております。

以上です。

(西尾) 承知いたしました。ありがとうございます。

それでは、続いて、昨日も質問したところなのですが、341ページと349ページの小学校、中学校のそれぞれの施設維持管理事業の中で、それぞれ廃棄物の中にP C B、ポリ塩化ビフェニルが含まれているというお話でした。確認したいのですが、このP C B、ポリ塩化ビフェニルはカネミ油症などの公害の原因の一つともされております。非

常に強い物質で、油に溶けやすく、体に入ると重篤な症状を起こすと言われていたものでして、昭和47年に日本では製造と輸入が禁止されております。それで、過去にもこの市議会でもやり取りがあったと調べて分かりましたけれども、今PCB特措法によりまして、高濃度のPCBは既にもう処分期限が過ぎているのですけれども、低濃度のPCBについては令和8年度、令和9年の3月31日までに全て廃棄処分をするようにというふうに国で取決めが行われております。確認したいのですけれども、昭和47年以前の古い器具がまだあるような市内の教育施設、学校や、それから公民館なども含まれると思いますけれども、特にそういった施設でのPCB、低濃度のPCBが使われているものがあるかどうか、全市で調査をしているのかどうか。調査をして、それでこの廃棄物の処分の業者はジェスコさんだと思うのですけれども、しっかりと県やジェスコさんと連携をしてその低濃度のPCBを含むものが処分されるようなスケジュールになっているか、もしくはこの決算書に載っているPCB以外にはもうPCBはないという調査が済んでいるのかどうか、その辺りを確認させてください。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後1時06分)



(開議 午後1時07分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(教育総務課長) お答えいたします。

大変申し訳ないのですが、市全体のPCBの調査について、ちょっとこの場では、申し訳ないのですが、把握をしておりませんので、分からない状況です。

(西尾) そうしましたら、市内の公民館、それから学校、小学校、中学校、教育委員会の把握できる範囲で結構ですので、PCB、低濃度のPCBを含む器具などが、設備があるかどうかの調査が全部終わっているか、それについて教えてください。

(教育総務課長) お答えいたします。

今現在分かるのが学校での情報だけになります。申し訳ございません。学校のほうは、この令和4年度に処分したもので全て処分のほうが終わっております。

以上です。

(西尾) 分かりました。ありがとうございます。

そうしましたら、3つ目の質問に移らせていただきます。これも昨日質問した件の関連なのですけれども、329ページの教育指導費庶務事業として体制について確認させてください。昨日は弁護士費用、訴訟事務委託料について確認したのですけれども、昨日も報告が、齊藤部長からもお話がございましたけれども、いじめ問題が起こったときの体制について確認させてください。いじめ問題が発生して、それが重大な事態だということ、重大な事態のいじめ問題が発生した場合、いじめ問題調査委員会、これのメンバーの選定と、それから任命はどこで行うのか、そのフローについても含めて教えてください。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後1時09分)



(開議 午後1時09分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(学校支援課長) お答えいたします。

いじめ重大事態の疑いがあるというふうに把握した際は、まずそのいじめ重大事態が生命、心身、財産重大事態なのか、いじめ防止対策法第28条第1項第1号の生命、心身、財産重大事態なのか、同じ法律です。第28条第1項第2号の不登校重大事態なのかというところをまず調査いたします。それに基づきまして、不登校重大事態というふうに、そういう疑いがある場合は、こちらは調査機関は必ずしも第三者委員会ということではなく、校内のいじめ問題調査委員会が中心になって調査をするということもございます。しかしながら、不登校重大事態でも、やはりこれは第三者委員会を立ち上げて調査したほうがいいのではないかということであれば、こちらは第三者委員会を立ち上げるというところ、1つそこ

に対応の違いがございます。なお、調査委員会につきましては、事務局のほうでまず一応5人を、5人以内ということで規定しておりまして、弁護士、臨床心理士、識見を有する者、またそれ以外の委員ということで大体5名以内の委員を委嘱する、教育委員会が委嘱するというような事務手続になっております。

以上です。

(西尾) ありがとうございます。となると、第三者委員会、調査委員会の委嘱の責任は教育委員会にあるという認識でよろしいでしょうか。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後1時12分)



(開議 午後1時12分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(学校支援課長) お答えいたします。

委員おっしゃるとおりでございます。

以上です。

(西尾) ありがとうございます。

では、最後に質問させていただきます。となりますと、今回新聞報道にもございます、いじめの報告書の中に疑義の生じる文言があるということで、第三者委員会、調査委員会の作った報告書について問題があったという認識になっておりますけれども、そういった場合もやはり、それに関しても教育委員会も同じように責任があるという認識でよろしいでしょうか。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後1時13分)



(開議 午後1時14分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(学校支援課長) お答えいたします。

調査報告書につきましては、やはりその第三者委員会、調査委員会が作

成したものでございますので、その内容について教育委員会の責任というところはちょっと違うのかなというふうに捉えています。

以上です。

（芝罘）では、1点だけ。

他の委員の中で教職員のことで質問が出ていたので、これは全体的なところでちょっと質問したいのですけれども、一昨年あたり、教職員が不足している学校を耳にしたことがあります。昨年度1年間でそのような状態があった学校があったのか。あったのならば何校ぐらいあった。それで、昨年どのような対処を行ったかというのをお聞きします。

（教育部副部長兼学務課長）お答えします。

昨年度につきましては、不足したということは、報告は受けていません。不足したということはありません。

（芝罘）そうしますと、今後も教職員の不足というのはもう全国的に大問題になっている部分で、成り手不足というところで、今後、本年度も含めて、昨年度なかったからというわけではないけれども、その対策もしっかりしていかななくてはならない。これは県のほうともしっかりと話していくところだと思いますが、どのようなことを行っているのか聞いて終わりにします。

（教育部副部長兼学務課長）今年度もやはり教員の不足ということで未配置、未補充が年度当初ございました。今現在も中学校で2つ欠員というか、あります。ただ、この2学期、10月に一応予定ではそこが入る予定にもなっておって、それはホームページですとか、あと担当が大学を回ったりとか、あとは元教職員だった方に電話やメール等で呼びかけをかけて、その免許状を持っている方に依頼というか、お願いをしているところなのですけれども、なかなか不足を解消することができず、本市だけではないのですけれども、かなり問題になっていることとございます。

（芝罘）すみません。最後と言った。今のお答えに対して県のほうに何か一緒に協力というか、県のほうに仰ぐことというのはやっておられないみたいなのですけれども、何かそういう策というのはないのですか。

県と一緒に何かこれを解決していくということは。

（教育部副部長兼学務課長） 県教委とは常に連携を取って進めておりまして、本市は管轄が南部教育事務所ですけれども、そちらと連携を取って、本市で不足している教員がいる、いないということは情報交換しており、もし不足がある場合には、県費では無理ならば市費で職員を探して、そこに充てて対応しているということを行っています。

（学校支援課長） 一方で、こちらの学校支援課のほうで対応させていただいているのですが、地域人材活用事業の中の学生ボランティアという事業がございまして、こちら教職を目指している大学生が市内の小中学校のほうにボランティアとして先生方のお手伝いをしているような事業もございます。令和4年度につきましては、14名の学生さんが協力してくれました。延べ203回、学校のほうには出向いてくれています。こちらにつきましては、学校からはかなり好評で、大学生ボランティアを希望している方がいるのですけれどもと言うと、校長先生方はありがたいですということで、子どもたちにとっても若い本当に先生の卵の大学生が学校に来てくれるということはやはりとてもうれしいことのように、このような対応もさせていただいております。

以上です。

（潮田） 昨日、教育のほうはなかなか聞けない部分がありましたので、伺いたいと思います。

まず、343ページ、小学校教育ICT環境整備事業のところ、これは実際には人材のほうの確保のための予算であったのかもしれないですが、そういったものをいろいろ使った中で鴻巣市の令和4年度におけるICTの、小学校も中学校ですけれども、どのぐらいに活用できたのか。これ購入からもう年限がたちまして、そろそろまた更新とかというのもあるのかなと思うのですけれども、その間、限られた中でどう活用していくのかというのが非常に重要で、鴻巣市は全国の中でも進んでいるというふうには思っているのですけれども、例えば持ち帰っての学習であったりとか、または各学校による格差があるかと思っておりますけれども、そこら辺の令和4年度における状況をお伺いいたします。



(学校支援課長) お答えいたします。

委員おっしゃるとおり、本市のICT環境は全国でも注目され、いろいろと訪問していただいているところがございます。ですので、やはり当課といたしましては活用のほうを積極的に進めていただくようにこれまでも指導してまいりました。その結果、令和4年度につきまして、校内での活用、1日1回は立ち上げましょうというのが本市の目標の指標なのですが、全校で平均を出してみたところ、1日1回立ち上げるというところはあと一歩というところでした。1回弱というデータが出されました。でも、これは導入当初から考えますと確実な成果が表れています。ちなみにですが、令和5年度になりましたら、ここはもうクリアしております。1回以上立ち上げているというのが7月のデータで確認できました。ちなみに、持ち帰りにつきましては、こちらは1週間当たり必ず1回は持ち帰りましょうという目標を本市としては打ち出しました。こちら年間の平均を確認しましたところ、令和4年度、もう1回、ほぼ1回ということに到達しているというふうに捉えております。その起動回数や持ち帰りの回数も確実に導入当初に比べると上がっているのですが、何よりも学校訪問に行って授業の様子を拝見しますと、令和3年度から令和4年度にかけてぐっと活用場面が広がりました。個別最適な学び及び協働的な学びを先生方が創意工夫の下、確実に推進していただいている様子は拝見しております。取りあえず令和3年度はとにかく使ってみましょうよということに使っているような状況を把握していたのですが、令和4年度につきましては、より効果的な活用、児童生徒の思考が深まるような活用といったところも様々な教科、領域で確認させていただきました。なので、本当に現場の先生方の創意工夫、チャレンジな姿勢といったところは今回この鴻巣市のICTの推進においては大変重要な鍵になっていたのだなというのを改めて感じています。しかしながら、さらなる効果的な活用ということを教育委員会としては狙っておりますので、引き続きこちら、よりよい活用事例を先生方には周知しながら、さらに子どもたちの学びが充実するよう指導していきたいと思っています。

以上です。

（潮田）実際、令和4年度は令和3年に比べたら当然よくなった。先ほど令和5年にも少し触れましたので、決算のほうとは少し違いますけれども、この夏休みは全児童生徒持ち帰りになったのでしょうか、伺います。

（学校支援課長）お答えいたします。

この夏休み、26校中、持ち帰った学校は25校。1校だけ持ち帰らなかったのですが、そこは確認いたしました。そうしましたら、体験活動を十分やってほしいという狙いの下、あえて持ち帰らせなかったという話が聞こえてきたのですが、それはそれとして次の長期休業には持ち帰ってくださいという指導はいたしました。しかしながら、この1校につきましては、ふだんの日常使いはすばらしい実践がされております。もう導入当初から本当に先生たち工夫しながら、活用率も結構市内でも上位のほうの活用率を出してくれていた学校でしたので、この夏休み持ち帰らなかったとしても、その差は生まれなかったのかなとは推察しますが、ただ一方で本市としては推進していますので、次の長期休業では持ち帰るように引き続き指導していきたいと思っております。

以上です。

（潮田）そういたしますと、英語教科書のデジタル化のほうは今進んでおります。そうすると、令和4年度及び5年度も含めてですけれども、そういった教科書としての使い方というのも鴻巣市ではこの学習者用端末はしっかり使われているということによろしいのでしょうか。

（学校支援課長）お答えいたします。

デジタル教科書の子どもたちの端末での活用というご質問でよろしかったでしょうか。まず、教師用のほうのデジタル教科書、英語のデジタル教科書についてはちょっと調査をしたものがありましたので、子どもたちのほうの調査のほうは、実際の調査はしておりませんが、必要に応じて子どもたちの学習者用端末での英語のデジタル教科書も使われているというふうに捉えております。ちなみに、先生方のデジタル教科書につきましては、多くの先生、もう9割以上の先生方が毎回の授業で使って

いるという、こちらの調査結果は把握しております。ですので、あとは子どもたちの端末での活用というところは今後ちょっと確認していきたいというふうに思っております。

以上です。

（潮田）これについては、文部科学省の来年度のほうの概算要求のところでもデジタル教科書とかそういった活用のことはすごく力が入っているなというふうに思います。さらに、鴻巣市にいた職員の方が文部科学省に行っていて、その分野でもいろいろ進めているということから考えると、ルートがしっかりとあるかな、その情報という意味では鴻巣市は全国の中でも一番いい環境にあるかなと思いますので、これについてはしっかりと対応していただきたいというふうに思います。

それに関連いたしまして、中学校の381ページ、中学校とは限らないな。図書館管理運営事業とも絡まるのですが、答弁はこれは教育のほうになると思うのですけれども、電子図書館が学習者用端末でも使えるということも前に委員会で私確認をしたかなと思うのですけれども、夏休みとかに持ち帰った子どもたちが電子図書館での読書とかというのをできる環境にはあると思うのですが、そういったことを推奨はしているのかどうか。これについては、関連する部分が、中学校の図書費というのが350万ぐらいだったかなと思うのですけれども、これのページはまた別ですよ。図書費で出ていたかと思うのですけれども、その350万だと1人当たり1,000円ぐらいにしかならない、1,000円ちょっとぐらいにしかならない図書費だと思います。それをカバーする意味では、このデジタルを使う、さらに電子図書館を使うということはすごく有効だと思うのですけれども、そういった推進は進めているのでしょうか。

（教育総務課長）お答えいたします。

教育委員会のほうで図書整備費ということで年度当初に各学校に配分をして必要な図書について購入をしていただいております。こちらの図書館のほうの冊数につきましては、国が定めている学校図書標準数というものがございまして、それを満たすように整備を進めていただいております。教育委員会としては、まず学校の中にある図書室のほうの図書を

手に取ってもらって、まず本になれ親しんでいただいて、本が好きになっていただいてということを経験というか、図書は目標にはしてはおりますが、電子図書につきましてはいろいろな形で今後普及をしていくかと思っております。手に取って本を読むこと以外に電子図書を使って本を読むということも今後ますます需要が高まる中かと思っております。今現在は特に電子図書について学校のほうでは子どもたちに勧めてはおりませんが、今後学校のほうでも電子図書の利用については進めていくように話をしていきたいなというふうに考えております。

以上です。

(潮田) 昨日の質問でも図書館の管理……昨日ですよ。今日か。今日午前中ですよ。図書館のほうの職員の、職員というか、指定管理料のほうは減ってしまって、中学校のほうも令和4年度でも減ってしまっていたという、前は週1回だったのが月に1回になったという、学校司書のほうですよ、が減ったという話がありました。今学校にある図書数、先ほど答弁でありました図書数については、ほとんど読んでいないような本も実際にはあるかなというふうに思っております。百科事典とかもほとんど読んでいないかな。せっかく鴻巣市の学習者用端末にブリタニカ入っておりますから、そちらのほうでも新しい情報が入ったりとかしていますので、そういった本当の意味で子どもたちの学習に使えるという使い方をしていただきたいと思います。その推進については教育総務課であり、学校支援課であり、図書館業務だから生涯学習課の3つになるかと思っておりますけれども、そこで連携はしっかり取っていただけるということでしょうか。

(教育総務課長) ありがとうございます。連携を取って進めていきたいと考えております。

以上です。

(委員長) あと3分ほどです。

(潮田) そういたしましたら、少し遡りまして学校給食のほうのところになります。学校給食が小学校学校給食のところ……あっ、違う。ごめんなさい。あっ、いいのだ。中学校のほうでいいです。すみません。347ペ

ージ、中学校のほうなので、これ学校給食、令和4年度においても無償の時期がありました。そのときに全体の児童の数と就学援助等によって既に自己負担がない生徒との割合というのがどのぐらいになっているか伺います。

（教育総務課中学校給食センター所長（副参事級））お答えいたします。昨年の……ごめんなさい。今年度ですね。令和5年の1月から3月まで実施いたしましたが、こちら市内の小学校につきましては全体児童数5,500人ということで算定をしております。市の就学援助等の補助を受けている方につきましては、支給を停止してこちらの補助のほう優先をいたしました。

以上です。

（教育部副部長兼学務課長）こちら準要保護世帯の数が、昨年度、令和4年度につきましては認定児童が411名おりましたので、先ほどの数から算出すれば割合が出てくるかと思えます。

（何事か声あり）

（委員長）暫時休憩いたします。

（休憩 午後1時33分）

---

◇

（開議 午後1時34分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

（教育部副部長兼学務課長）お答えします。

中学生の生徒数が2,822に対して、就学援助を受けている生徒が302でございます。

（潮田）もう一点心配だったのが、不登校等で実際には給食を断っているお子さんも、児童のほうも、生徒のほうもいらっしゃるかと思うのですけれども、その数字は出てきますか。

（教育総務課中学校給食センター所長（副参事級））お答えいたします。すみません、そちらの数字に関しましては数字を持っていない状態です。あと、すみません、先ほどの小学校の実際の交付した人数につきましては、ごめんなさい、5,459人、これが……ごめんなさい。中学校の実際の

交付した人数が2,743人になります。

以上です。

（委員長）大体時間です。あと、では1問どうぞ。

（潮田）ここから先は担当課に直接聞くようにいたします。

以上で終わります。

（諏訪）潮田委員の165ページの介護サービス事業所等エネルギー価格高騰のご質問に関連してなのですが、あのとき埼玉県ではこういったコロナの関係で従業員の方々がなかなか規定の水準までいかなくなってしまうときには県のほうで補充があるというように私認識をしていたのですけれども、今回そういったことを利用した市内の事業所というのがありますか。

（介護保険課長）お答えいたします。

今諏訪委員のご質問があったことにつきまして、当市では把握はしておりません。

（諏訪）そういった制度とは言えませんが、支援状況があるということは市内の事業者さんには周知が行っているかどうかを伺います。

（介護保険課長）そのような周知のほうはさせていただいております。

（諏訪）そうしますと、そういった支援策があるよということなのですが、どの事業者も大変な思いで運営をしていた1年間だったと思いますけれども、やはりそこはそういった状況を察知したのであれば、市のほうでやはり積極的に取り次ぐということはお考えにはならなかったのか伺います。

（介護保険課長）コロナのときは、正直、事業者もそうですし、介護保険課、本市もそうですが、かなりてんやわんやのことが現状でございましたので、その辺は反省点といたしまして、今後のほうにつきましては適宜市のほうから積極的にアプローチしていきたいと思っております。

（諏訪）そうしましたら、同じページでよいのかどうかちょっと私分らないのですが、敬老会が昨年度から取りやめ、事業としてはなくなりました、福祉課さんだったのですけれども、今回は敬老だよりというのを介護保険課で担当するようになったかと思うのですが、このページの

ところでよいのかどうかちょっと分からない、見守り安心サービスなどに入るのかどうか分からないのですが、敬老日よりについての4年度に関してはどのようなことが行われたのか、事業名も含めてお願いいたします。

(介護保険課長) 事業費につきましては、老人福祉等庶務事業の中で敬老日より、9月の広報のほうに全戸配布いたしております。それで、敬老日よりの反響につきましてはですけれども、当然掲載された方につきましてはかなりお喜びいただきまして、市のほうにもとてもうれしいということでそういうふうな好評の話もいただいていることも現状でございます。

以上でございます。

(諏訪) 敬老日よりは「広報かがやき」と共に配布されるというふうに伺っておりますけれども、自治会に加入されていない高齢者の方々への配布はどのように行ったのか伺います。

(介護保険課長) 自治会に加入されていない方につきましては、広報紙と同じように公民館等に設置しておりますので、そちらのほうでお取りいただいております。御覧いただくようにご案内しております。

(諏訪) では、教育のほうで394ページです。通告をしておりましたけれども、質問をしておりませんので、追加をお願いをいたします。教職員の職場環境改善事業でございます。具体的にこれはどういった事業なのかをまず伺います。

(教育部副部長兼学務課長) お答えいたします。

こちらにつきましては、市内の教職員に対しまして、健康管理につきまして、その健康面をチェックしたり、また定期的な健康診断の補助等を行っている事業でございます。

(諏訪) ただいまページ数間違えました。389ページなのですけれども、心の健康チェック委託料ということで、これはストレスチェック、結構どこでもやっているものだと思うのですけれども、このストレスチェックをほぼ100%受けたのかどうかを伺います。

(教育部副部長兼学務課長) お答えします。

対象者数が昨年度575名に対して、回答者数は463名、未回答数が112名でございました。

（諏訪）575名の対象者に対して463名の方がお答えになっていることですが、受けられていない方の状況というのは、どういったことで受けられなかったのか伺います。

（教育部副部長兼学務課長）お答えします。

こちら個人がシステム上でストレスチェックを行いますので、結果につきましては回答者本人に直接通知されるようになっておりますので、未回答の方が回答されていない内容等はちょっと確認ができない状況になっております。

以上です。

（諏訪）そうしますと、回答のなかった方々に関してはどこでもチェックができていないということになるかと思いますが、令和4年度の教職員の方々のいわゆる精神的な疾患で休暇を取られた方、また休職された方の人数を伺います。

（教育部副部長兼学務課長）お答えします。

令和4年度の5月の時点では、病休者が3名で、休職者につきましては1名でございました。

（諏訪）休暇を取られた方が3名、休職が1名ということでございますが、ストレスチェックでこの方々が未回答だったかどうかというのは分からないと思ってよろしいでしょうか。

（教育部副部長兼学務課長）委員おっしゃるとおりでございます。

（諏訪）やはり学校の先生方が大変苦しんでいる状況というのは、これ社会的なものだと私も思っているのです。そういった中で、せっかく予算化された心の健康チェックが未実施の方がこれほどいらっしゃる、2割弱ですか、いらっしゃるということがどういうことだったのか、忙し過ぎてこれが受けられなかったのか、それは分かりませんが、そういったところをやはり背景をきちんと教育委員会では探っていく必要があるのではないのかと思っておりますが、いかがでしょうか。

（教育部副部長兼学務課長）お答えします。



ありがとうございます。おっしゃるとおり、未回答数の教職員がおったことにつきましては、今後校長会等を通して情報提供させていただき、また各学校では県から情報提供されるメンタルヘルスに関する資料等で研修等を行ってそちらを補うよう、再度教職員に校長を通して伝えていこうと考えております。

以上でございます。

（諏訪）ちょっとその心のチェックの行い方をどんなふうに行ったのか、行っているって実務的にどのようにしたのか、例えばご自身のパソコンで出てきたアンケートにチェックを入れていくというような方法なのか、それとも紙ベースで送っていくのか、そこだけちょっと確認したいのですが。

（教育部副部長兼学務課長）お答えします。

こちら、各職員にIDの通知書が配られまして、そちらのIDをパソコンで、システムで入力し、出てきたストレスチェックの項目にチェックをして期限内、9月から10月にかけて回答するというものになっております。

以上です。

（諏訪）日本で多分一番進んでいるであろうICT教育の現場でこの心のチェックにきちんと答えていない先生方がいらっしゃるということはどういうことなのか、ちょっと理解に苦しみます。やはりもっと大事にすべきではないかと思いますが、一番簡単な方法ですよ。ご自分のパソコンで立ち上げたときにチェックを入れればいいわけですから、そこに向かい合わなかったというところがやはり何か問題があったのではないかと推測いたします。どのように今後は心のチェックをしていきながら、できれば精神疾患にならない、そして休職しなくて済むという、そういう体制が取れるかを最後にお伺いいたします。

（教育部副部長兼学務課長）お答えいたします。

教職員のメンタル不調に関しましては、かなり喫緊の課題になっております。もちろんストレスチェックに関して未回答の数が昨年度100名以上あったことについては、今後校長会等を通して伝えていきますと同時に、

これも今後このチェックを通してさらに教職員が健康で過ごす、健康で職務に当たれるよう、再度指導してまいりたいと思っております。

以上でございます。

（委員長）ほかに質疑はありませんか。

（なし）

（委員長）以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

（西尾）では、議案第77号 令和4年度鴻巣市一般会計決算認定について反対の立場から討論いたします。

反対の理由の一つは、学校給食費保護者負担軽減事業です。令和5年1月から3月の市立小中学校の給食費を免除または市立外小中学校においてはこの期間の給食費を負担するというものでした。物価高騰で最も影響を受けるのが子育て世帯です。その意味で3か月間だけの負担軽減で果たして事足りるのか。今年度も9月から12月の4か月間の免除を実施しますけれども、やらないよりはやったほうがよいと思います。しかし、今回の無償化では地方創生臨時交付金を活用する形で実現ができたことです。学校給食費の無償化を既に行っている自治体、検討している自治体も増えてきています。給食費無償化を行っている自治体とそうでない自治体では、子どもたちに食の格差が生じます。今後、給食費無償化を実施している自治体に子育て世帯が流れていくことも想定しますと、持続的な事業運営のための自主財源の確保を行い、学校給食費無償化を本気で取り組むべきと考えます。

また、スクールバス運行事業がございしますが、スクールバスについては子どもたちの安全面を考えてやむを得ない事情もある地域もございします。しかし、いわゆる適正規模、適正配置の名の下に行われる学校統廃合によってスクールバス通学になることは、果たして子どもたちの学びと成長にとってよいことなのか、甚だ疑問です。学校統廃合及びスクールバス通学については、子どもたち、保護者、地域の声としっかり向き合い、慎重に行うべきと考えます。

以上の理由から、議案第77号 令和4年度鴻巣市一般会計決算認定について反対いたします。

以上です。

(委員長) 次に、賛成討論はありますか。

(なし)

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありますか。

(諏訪) 議案第77号に反対の立場から討論をさせていただきます。

教育の点です。子どもの個人の尊厳を尊重した、子どもの声に丁寧に応える教育でこそ子どもたちは豊かに育ちます。そのためには一人一人に目が行き届く教育条件、子どもの状態に応じて教育を進められる自主性が欠かせません。多くの市民が誰でもがお金を気にせず教育を受けられるようになることを願っております。持続可能な開発目標、SDGsも「質の高い教育をみんなに」を掲げ、教育無償の拡大を強調しています。本市においては、このような中でICT教育日本一ということで行って、突き進んできておりますが、その弊害にやはり目を向けるべきではないかと感じております。教育費の増大、これがICT教育に偏り過ぎているのではないのか、そのように感じております。子どもたちが伸び伸びと教育されること、そのためにはやはり適正規模、適正配置の小規模校をなくすことではなく、小規模校を生かしながら、これは令和4年度の鴻巣の教育の冊子にも掲げられていました。小規模校のよさを生かす、このことをまず前提にした教育にしていくべきだということを指摘いたしまして、議案第77号に反対いたします。

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありますか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第77号 令和4年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第77号は原案のとおり認定されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後1時54分)



(開議 午後2時15分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第76号 令和5年度鴻巣市介護保険特別会計補正予算(第1号)について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(高橋) 議案第76号、介護保険特別会計補正予算(第1号)について、9ページのところなのですけれども、こちらのまず返還金がこれだけあるということは介護保険の利用者が少なかったということだと思えるのですけれども、その理由というのは何か考えられることってあるのでしょうか、伺います。

(介護保険課長) 返還金というか、前年度返還金ですか、こちらにつきましては、返還金等につきましては、国、県支払基金等から当初概算で予算請求がされております。それにつきましてはの予算の立て方につきましては、令和4年度の介護給付費総額掛ける過去3か年の伸び率、最大値掛ける過去3年の伸びの最大値の金額が……もう一回丁寧に説明いたします。令和4年度の歳入の国とか県につきましては、令和2年度の介護給付費総額に過去3か年の伸び率の最大値掛ける過去3か年の伸び率最大値の金額が令和4年度の国と県とのお金として交付されました。ただし、委員ご指摘のように、令和3年度及び4年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、給付費が過去に比べて伸びていないので、今回返還金が多くなっているところになっております。以上でございます。

(高橋) 分かりました。そうしましたら、この積立金というのが1億九

百……ごめんなさい。この積立金なのですけれども、この積立金というのは、今介護保険第8期だと思えるのですけれども、この積立ての利用というのは第8期中に使うものなのですか、それとも第9期に向けて積み立てているものなのでしょうか。伺います。

(介護保険課長) こちらの積立金につきましては、基本的に介護保険の制度というのは3年をワンクールとして設定していることになります。当然3年同じ期になりますので、1年目は比較的給付費は少ないので、今回のように積立てが多くなるので、それプラスアルファで翌年度その積立金がどんどん膨らむということになりますので、それに伴いましてこの積立金に基づいて第9期の次の介護保険の設定のときに使うことになります。ですから、第8期でなくて第9期のほうにまたこの基金を介護保険料の抑制のために使うような基金というふうなことになります。以上でございます。

(高橋) 分かりました。そうしましたら、ちょっと貯金があるみたいなイメージになるので、今ご高齢の方とかも価格高騰とかで生活も大変な方もいらっしゃると思うのですけれども、これだけ積立金もあって繰越金があるということは、第9期は介護保険が上がらなくても済むのかなとか思ったのですけれども、それについていかがでしょうか。

(介護保険課長) お答えいたします。  
何となく1億とか2億とか金額が大きいと何か保険料が下がるのかなというイメージがあるかとは思えるのですけれども、数字ベースでいきますと令和4年度末残高で支払基金の積立残額が4億3,501万1,505円あるのですけれども、今回の補正のほうで1億9,510万1,740円を積み立てるのですが、今年度のもう支払基金というか、基金積立金の取崩し金の額を約2億7,968万7,000円を想定しておりますので、今回仮に1億9,000万ほど積み立てたとしましても、今年度の予算で大体もう、介護保険の3年度の最終年度なので、2億8,000万ほど取り崩す予定になっておりますので、なかなか貯金がたまっていかなくて、令和4年度の末残高につきましては4億3,000万ですけれども、このとおりの残額で進んでいきますと来年度、今年度末の見込みにつきましては3億5,000万になりますので、

なかなか委員ご質問のように介護保険料の額に反映するかということはちょっと不明瞭でございます。

（潮田）私のほうからは、今前任者のほうからも話がありました、この予算書だけではなくて、ここから、来年度からがこの介護保険料がちょうど変わるときかなというふうに思いますので、今恐らく次の介護保険料の算定をしなければならないときではないかなというふうに思うのですけれども、この介護保険料、今介護保険料の基準、鴻巣市は月額5,200円だったかと思います。近隣の基準額とかというのもいろいろ見させていただいておるのですけれども、こういう中でほかの自治体と大きな違い、鴻巣市には特別養護老人ホームが非常に多いかなというふうに思っております。この特別養護老人ホームが極端にない和光市とか、あそこはゼロになっていますけれども、この介護保険料のそちらのほうの算出をするに当たって、まず計算根拠の出し方を伺いたいのと、そこに特別養護老人ホームがあることというのがどのような影響が出てくるのか、金額的にはどういうふうに影響してくるのかをまず伺いたいと思います。

（介護保険課長）お答えいたします。

介護保険料につきましては、3年をワンクールといたしまして、その3年間の間の総保険給付費、地域支援事業費も含みますけれども、その全ての総給付費の見込額に、来年度介護報酬の見直し等が行われると思いますので、その見直し等の反映した額を計算しまして、先ほどの準備基金等を活用して保険料の上昇をなるべく抑制した結果で介護保険料を設定することになります。あと、委員ご質問の鴻巣市は特別養護老人ホームが多い、イコール施設給付費が多いので、必然的にその辺の保険給付費のほうは多くなるかと思うのですけれども、1つ鴻巣市の利点といたしまして、他市に比べまして要介護認定率が著しく低いと。これは皆さん介護予防に特化していただいたということで、ちょっと今手元の数字のデータでございますけれども、鴻巣市、令和5年3月現在で12.6%の要介護認定率でございます。埼玉県では16.7%なので、要介護認定率が低いので、比較的特別養護老人ホームの施設が多いけれども、要介護認定率が低いので、その分介護給付費を使う人が少ないので、他市に比べ

て安価な介護保険料で済んでいるというのが現状かと思えます。ただし、鴻巣市につきましても昨年度、いわゆる前期高齢者と後期高齢者の人数の中で後期高齢者のほうが多くなってきてしまっておりますので、今後介護給付費を使う可能性が高いということが予想されますので、先ほど委員のご指摘があった特別養護老人ホームの設置状況も含めて今後介護給付費の増大が予想されることが懸念されているところでございます。以上でございます。

（潮田）さらに今これからも鴻巣市、今既に多いと思っていたところに新たなのができるということが出ております。そうすることによって、今の答弁でもせつかく市としては皆さんの介護予防のほうに力を入れていただいている結果で、それで努力しても努力してもそういったまた施設ができてしまうと言ったら変ですけれども、ここに入るのは必ずしも市民ではないかなというふうに思っているのですけれども、そういったのについては一応介護保険計画の中でやっていращやるのだと思うのですけれども、今後もうこういった高齢者、そこをついの住みかとする特別養護老人ホームとかが増えていく可能性というのは、市としては、それはちょっと先々抑制していくべきではないかなというふうに思うのですけれども、それについてはどのような論議がされているのでしょうか。

（介護保険課長）介護保険につきましては、在宅ケアのほうを推奨しているのがございますので、委員ご指摘のように、今、市の特別養護老人ホーム等の数につきましては他市に比べると多い現状だと思えます。今後、計画の中で介護保険運営協議会とも協議して、それを抑制するべきか、でも一方でまだ特養の入所待ちの方が、ちょっと今手元に数字ありませんけれども、約150人程度いращるかと思えますので、その辺とのバランスを考慮していきまして今後検討していきたいと思えます。

（潮田）そこでお伺いしたいのですけれども、今市内にあります特別養護老人ホーム、それぞれの定員数の中で、大本が鴻巣市にお住まいだった方と、そうではなくてほかから、子どもが鴻巣に住んでいるとか、または希望する施設が鴻巣のものだったという場合ももちろんありますので、決して排除するわけではないのですけれども、その割合というのは、

先ほども150人待ちがあると答弁でありましたけれども、鴻巣市の人たちが150人待っている、でもほかのところからも入れているからという部分もあると思うのですけれども、実際その特別養護老人ホームに入所されている方の中で元から鴻巣にいらした方とそれ以外のところから住所地変更をして入られた方の割合というのはどのようになっているのでしょうか。

（介護保険課長）その辺はちょっと細かい手元の数字についてはございません。ただし、委員ご指摘のように、他市から入ってきた方につきましては住所地特例で鴻巣の被保険者の方ではないので、先ほどの介護保険料の総給付費には影響はございませんので、おおむね市内で例えば今後算出するときには7割もしくは8割程度が鴻巣市の人であろうということで推測して推計することになるかと思えます。

以上でございます。

（潮田）私は、個人的にはやっぱり、その自治体のやり方によって、自分のところでは特養を持たないでやっているようなところというのもあるので、それがとても気になっているところであるのですけれども、それについても計画の中でちゃんとやっているというふうに考えてよろしいのでしょうか。市としての考えとしては、今後もそういった土地であったりとか、要望であったりとかというのがあった場合には、抑制の方向ではなくて受け入れていくという方向ということになるのでしょうか。

（介護保険課長）その辺は介護保険事業計画の中で施設の整備量の見込みということで計画どおりに進めていきたいと思えますので、例えば特別養護老人ホーム等を建設したいというようなご要望があったとしても、市の計画のほうにのっていなかった場合につきましては当然県のほうも認可しない可能性が高いですので、その辺も含めて市のほうも今の現状を踏まえて施設整備計画につきましては介護保険運営協議会とも真摯に検討しまして、今後検討していきたいと思えます。

（潮田）すみません、もう一回確認いたします。

近隣の自治体に比べて鴻巣市以外でも同じくらいに特別養護老人ホーム



が多い自治体ってあるのでしょうか。私が調べた範囲ではちょっと特に突出している感じがあったのですけれども、どのような近隣との、比べるとどのような状況というふうに言えるのでしょうか。

(介護保険課長) 特別ちょっと今手元になくて、どのくらい数が多いかあれなのですけれども、確かに鴻巣につきましては結構昔から、比較的県央圏域の中でも、一番北部なので、土地が安くて入手しやすいという条件もあったかと思うのですけれども、比較的やはり多いというふうに認識しております。

(委員長) ほかに質疑ありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) ほかに反対または賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第76号 令和5年度鴻巣市介護保険特別会計補正予算(第1号)について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第80号 令和4年度鴻巣市介護保険特別会計決算認定について、これについて執行部の説明を求めます。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後2時37分)



(開議 午後2時38分)

(委員長) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。  
執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。  
これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(芝寄) では、幾つか確認も含めて。これページ数でいいですか。

(委員長) はい。

(芝寄) では、485ページ、介護保険特別会計庶務事業の中の11、役務費です。4つ目、第三者行為損害賠償求償事務共同処理手数料、まずこれどのようなものか、ちょっと確認のためにお願いいたします。

(介護保険課長) こちらにつきましては、平成28年に起きました交通事故の第三者行為損害賠償求償事務を令和3年5月に埼玉県国民健康保険団体連合会へ委託し、1,166万816円の損害賠償求償額が算定されることになりました。この求償額の2.5%、29万1,520円が共同処理手数料といたしまして国保連合会に支払ったものでございます。

以上でございます。

(芝寄) 平成28年交通事故、すみません、イメージ的にどのような感じの事故で、どういうふうな、ちょっとよく分からないのですけれども、もう一度お願いできますか。

(介護保険課長) 交通事故の内容ということでしょうか。交通事故の内容につきましては、65歳以上の被保険者の方が横断歩道を歩行中に、横断歩道を渡っているときに左から来た車にはねられたという事例でございます。その後、訪問介護、訪問看護等の介護給付費を使用しましたので、その第三者行為、加害者の方に損害賠償を求償するというような事故になります。ちなみに、過失割合としましては、当然横断歩道の上なので、100対ゼロということになっております。その総額が1,166万816円の損害賠償求償事務料が算定されたということになります。

(芝寄) すみません。では、それはもう今回これ解決したということによろしいのですか。

(介護保険課長) そうです。今回この金額でもうストップというか、この件に関する事例についてはストップということ为国保連合会から聞いております。

(芝寄) ちなみに、このようなケースというのはまだあるのでしょうか。

(介護保険課長) つい先日も交通事故があって、国保連合会に委託したという事例がありますので、年にイレギュラーでぼつぼつとあることはあります。

(芝寄) では、487ページでちょっと。介護認定訪問調査事業の中の有料道路等使用料、ちょっと金額は少ないのですけれども、有料道路ということは、どこに訪問、どういう形で有料道路の利用が発生したのかちょっと確認します。

(介護保険課長) こちら有料道路等使用料というとは何か有料道路を使用したような感じがしたのですけれども、令和4年度につきましては、確認したところ、有料道路を使用した案件はございませんでした。これにつきましては、介護認定の訪問調査等で病院とか施設の調査時に公用車を駐車するときに駐車料金がかかると思うのですけれども、その駐車場代がこの金額として積算されるということになっております。ですから、委員ご質問の有料道路の使用につきましては、令和4年度につきましてはございませんでした。

以上でございます。

(芝寄) そうすると、よく事業所だとそれは交通費の中に入ると。駐車料金は。だから、これがここに入ってきたということで、そういう認識でよろしいのですか。

(介護保険課長) 委員のおっしゃるとおりでございます。

(芝寄) では、最後に499ページで、認知症サポーター養成等任意事業…  
…

(委員長) 497ページです。

(芝寄) ページ数間違えていました。497ページでお願いいたします。一番下のほうの認知症サポーター養成等任意事業なのですけれども、その中の18、次のページですね、成年後見人助成補助金、この利用実績をま

ずはお伺いしたいと思います。

（介護保険課長）こちら成年後見人の方の報酬に対する助成の件数で、1件で48万8,000円の金額でございます。

以上でございます。

（芝罘）一昨年とかちょっと実績見てこなかったのですけれども、これは毎年このような感じで。もっと何か利用者があってもいいように感じていたのですけれども、どうなのですか、ここ数年の流れは。

（介護保険課長）手元に数字がないのでちょっと、でも大体このくらいというか、介護報酬、例えば後見がありまして、報酬等、例えば市長申立てが行われればその分の件数もあるのですけれども、令和4年度につきましては市長申立て件数もゼロ件で、介護報酬というか、成年後見人報酬助成する件数が1件ですので、これにつきましても年度によって恐らく増減があるかと思えますけれども、令和4年度につきましてはこの件数でございました。

（潮田）今回の特別会計のほうでは、ページ数というよりも示していただいております表のほうからでいいのですけれども、全体の予算の中の、先ほど補正予算のほうでもありましたけれども、予防に力を入れているというところがありました。全体の介護保険の予算の中から予防にかけている部分の割合というものがどのくらいなのか、その予算割合を決算ベースで聞きたいと思えます。できれば介護度、1から5とかというのではなくて、一般の介護予防、また要支援のところの介護予防、あと1から5のところの介護予防が分けることができれば、それで説明いただきたいと思えます。もし可能であればですけれども、決算のほうのシートありますよね。その中でこの事業というふうに言うだけであればそれで印もつけることができますので、それが可能であればそのようにお願いをしたいと思います。

（介護保険課長）まず、委員ご質問の介護予防に関する費用なのですけれども、表の中でいうと3款の2目の一般介護予防事業がまず1つになります。それとあと、同じく3項の包括的支援事業・任意事業費につきましてもいわゆる介護予防として算出される金額となりまして、これが

合わせまして1億8,849万1,379円の決算額なので、今回の88億4,000万程度の特別会計全体の中で約2.1%の金額を介護予防の金額として使っているというふうに考えてございます。

それとあと、ご質問のほうの要介護給付費のほうなのですが、要介護1から5までの方の給付費につきましては、先ほどもちょっと説明のときも申し上げたのですが、主に2款の保険給付費の1項の介護サービス等諸費は要介護1から5までの方の給付費になります。こちらが全体の中で、介護保険特別会計の中で90.4%を占めるものになります。同じく要支援1から要支援2につきましては、こちらの同じ2款2項の介護予防サービス等諸費等がこちら占められることになりまして、こちらにつきましては全体の中で4.3%の割合としてなっております。整理いたしますと、要介護給付費が約90.4%、要支援の給付費が4.3%、介護予防として使用した金額が2.1%、その他事務費等が3.2%で、合計100%の金額として決算として対応しております。

以上でございます。

(潮田) 先ほど補正予算のほうで答弁いただきましたけれども、予防のほうに力を入れているということでありましたけれども、今全体の給付が非常に金額が大きいというところがありますので、単純には比べることができないと思いますけれども、本市が近隣の自治体または県内の自治体に比べて予防の部分で力を入れているという、特に何か挙げることができるものってありますでしょうか。

(介護保険課長) 本市でやっぱり特徴的なものにつきまして、1階も今垂れ幕もありますけれども、認知症施策につきましては、他市に比べましていち早く様々な認知症対策につきましてはかなり積極的に行っているのかなというふうに評価しているところでございます。

以上でございます。

(潮田) それにつきましては、認知症初期支援チームがあったり、または認知症疾患医療センターがあったり、どちらもこうのとりさんのところにありますので、済生会病院さんのところでやっただけだということの方が大きいと思うのですが、ただなかなかこれが知られてい

ないかなというのが一番懸念をしているところでもあります。先日もそちらも訪問させていただきましたけれども、それについてはやはりその当事者というか、説明くださった方もおっしゃっていました。今私のところなんかへもよくいただくのが、認知症かもしれないという相談を、それどこに相談していいか分からないというのをいまだにたくさんいただくのです。それについては、今までも努力していただいていると思うのですけれども、認知症サポーター養成講座とかというのも大事けれども、認知症になったらどうしたらいいという単純な、認知症かもって思ったときにどうしたらいいという単純なことのお知らせというのを効率的にやっていく必要があるかなというふうに感じているところなのですけれども、令和4年度において認知症施策、鴻巣市が予防という意味で力を入れているとしたら、どういったことをされたのか伺います。

（介護保険課長）委員ご質問のとおり、認知症施策につきましては地道に行っている、確かなかなか、今5人に1人の方がやっておるのですが、地域包括支援センターが認知症サポーター養成講座等やったりとか、これが例えば中学生とかにも広めたりとか、そういうふうにしておって、地道に、これはなかなか、ゼロか100かではないですけれども、地道な活動で、日々担当もしくは地域包括支援センターのほうで努力させていただいてやっております。そしてまた、認知症につきましても、今ちょうど垂れ幕があるかと思うのですけれども、アルツハイマー月間とか、そういう認知症につきまして、9月につきましてはそういう月間でございますので、市役所につきましても垂れ幕をかざしたりとか、1階のほうにコーナーを設けて、少しでも知っていただきながら、もちろん窓口等も含めてですけれども、その辺につきましては地道に努力しておりますし、今後また、少しずつですけれども、努力していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

（潮田）あとは、今認知症の話が出ましたので、若年性認知症が今、私もたくさん相談いただいておりますけれども、この令和4年度の予算の中で若年性認知症に割いた金額というのは決算書を見る中ではなかなか分からなかったのですけれども、それについては、認知症本人の集いと

というのは市でやっているのは分かっておりますけれども、決算書の中ではそれはどこのページに反映されているものになりますでしょうか。

(介護保険課長) 認知症施策推進事業費の中で委託しておりますので、その中のほうに包括的に入っているというふうに認識していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

(潮田) すみません、ページ数。

(介護保険課長) 決算書でいえば497ページの上段の認知症総合支援事業の中に今のところが包括的に含まれております。

(潮田) 今、497ページ、認知症総合支援事業委託料というところ、この委託というのは各地域包括支援センターに委託しているものということになるのでしょうか、それとも認知症初期支援チームとかになるのでしょうか。

(介護保険課長) 認知症施策ですので、こうのとりのほうになります。

(諏訪) では、通告で3点しております。そして、ちょっと今1点追加をさせていただきたいのですけれども、すみません、80号の、ページでいいますと487ページです。上から2つ目の地域ケア会議推進事業なのですけれども、このケア会議の専門委員というその委員の構成メンバーはどのようになっていましたでしょうか。

(委員長) 487ページでいい。

(諏訪) 497ページでした。ごめんなさい。

(介護保険課長) 地域ケア会議の構成メンバーにつきましては、地域包括支援センター職員、医療関係者、介護サービス事業関係者、主任介護支援専門員、社会福祉協議会職員等でございます。

(何事か声あり)

(介護保険課長) あとは、薬剤師、理学療法士等も入っております。

(諏訪) そうしますと、地域ケア会議のメンバーなのですけれども、包括支援センターの方々に構成されているということなのですが、全体で何名の方が、そして何回ぐらいこの地域ケア会議というのは持たれているのか伺います。

(介護保険課長) まず、地域ケア会議につきましては、一月に1回行わ

れております。それで、メンバー的には、すみません、今手元に資料がなくて、ちょっと数字的なものは、申し訳ございません、今把握してございません。

（諏訪）では、通告しております、ページがちょっと戻りまして487ページです。介護保険のサービスの入り口というところでは、介護の認定調査をするということになるかと思うのが、認定の訪問調査事業で、こちらのほうが委託料となっております。実際に訪問調査をお願いをする委託の件数を伺います。

（介護保険課長）令和4年度に事業者等へ委託した件数の合計は2,196件ございます。内訳としましては、自宅とか施設等に出向いて調査した委託件数が1,817件、施設職員に施設内で調査をお願いした委託件数が375件、県外の調査のため県外事業所等に委託した件数が4件ございました。合計で2,196件でございます。

（諏訪）委託をした件数でございました。実際にそうしますと職員が調査をした件数というのはこのほかにあるわけなのですけれども、何件だったのでしょうか。

（介護保険課長）基本的に市の職員につきましては、新規認定、新規申請の方につきましては市の職員のほうが行っております。調査委託につきましては、あくまでも主治医意見書ベースでございますけれども、在宅新規で1,304件で、施設新規で902件ですので、合わせまして2,206件ほど新規のほうで申請というか、調査等が行われているということが予想されております。

（諏訪）では、3点目です。  
ページで495ページで、在宅医療・介護連携推進事業なのですけれども、こちらのほうも委託をしているものがありますので、委託先とその委託の事業内容をお願いします。

（介護保険課長）在宅医療・介護連携推進事業につきましては、委託先につきましては鴻巣市医師会でございます。委託としましては、鴻巣訪問看護ステーション内に鴻巣地区在宅医療連携センターとして事業を実施してございます。事業内容といたしましては、医療と介護の両方を必



要とする状態の高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に推進するため、相談等の事業を、相談支援等を行っているものでございます。

以上でございます。

（諏訪）ただいまの委託先としましては、医師会、そして訪問看護ステーションということなのですが、市外の訪問看護ステーションなどへの委託、訪看さんなかなか事業所が少ないですから、鴻巣市以外からも来る場合があると思うのですが、委託先として市外の訪看ステーションもありますか。

（介護保険課長）市外につきましてはございません。

（諏訪）では、4点目の497ページです。介護給付費等費用適正化事業なのですが、これは様々なサービスごとに適正のチェックをする委託ということかと思うのですが、それぞれの委託先、そしてその調査の結果をお願いします。

（介護保険課長）まず、委託先につきましては、ケアプラン点検の委託先につきましてはトーテックアメニティ株式会社になります。それで、結果につきましては、全部でケアプラン点検は、1回12件を4回、48件を実施しております。ケアプラン点検の結果というか、効果といたしましては、ケアプランが介護支援専門員のケアマネジメントのプロセスを踏まえており、かつ自立支援を目指したものとなっているかを検証することで介護支援専門員の気づきや学びを促し、本事業を通じてケアプランのサービス等の向上により介護給付の適正化の推進に資するものと考えております。

一方、住宅改修につきましてはの実地点検事業の委託先につきましては3事業所ございまして、医療法人仁科整形外科、社会福祉法人元気村ふきあげ翔裕園、医療法人財団ヘリオス会ヘリオス会病院の3事業所でございます。こちらの住宅改修につきましては、理学療法士もしくは作業療法士のほうが実際の住宅改修を行うご自宅のほうを訪問いたしまして、専門的見地で実際に住宅改修が必要であるということのアドバイスをもらうような事業でございます。それで、令和4年

度につきましては、利用者、家族、ケアマネジャーの立会いの下、1件、理学療法士が住宅改修の必要性を点検いたしました。

以上でございます。

（諏訪）ケアプランチェック適正化ということなのですが、トーテックアメニティさんというのはどんな会社なのかを伺います。

（介護保険課長）こちらケアプランのこういう専門に行っているというか、業者でございまして、ケアプランが上がったことによって主任ケアマネの方がこのケアプランを添削して、それを返信というか、添削して回答するというようなことになっておりますので、ケアプランの点検等を行う会社でございます。

（諏訪）以前は、ケアプランの適正化というところでは、ケアマネジャー会議、ケア会議というのが開かれて、そこにそれぞれのプランを持ち寄って検討するというような認識だったのですけれども、そうしますといつからこのケアプランチェックに関して委託となったのかを伺います。

（介護保険課長）令和3年度からこちらのほうに変更になっております。

（諏訪）では、同じく住宅改修の適正化のチェックなのですが、ここも仁科整形さん、翔裕園さん、ヘリオス会さんということで、PT、OTが訪問をしてアドバイスをを行うと。そして、1件、つくられたプランではないほうがいいということになったのかと思ったのですけれども、もともと住宅改修のプランを立てるときにはケアマネジャーだとか、それから工事を直接請け負う方や、もちろんご本人、そして例えば入院をしていたらPT、OTさんなどが、もともとその住宅改修のプランをつくる前に担当者会議などを開いて現地を調査するものだと思っておりますが、そういったものを踏まえてつくられたプランに対して住宅改修の点検を行うということなのか、その辺のスケジュールも含めて伺います。

（介護保険課長）今諏訪委員がご質問のとおり、通常はケアマネ等が住宅改修の必要性を認めた上で住宅改修の申請を行いますので、基本的にはそちらのほうで保険給付のほうは通すのですが、でも明らかに写真等

を掲載した上で、現地等に専門的観点で行くことによって保険給付が本当に適切かどうか、手すり等をつけることが実際被保険者のために有用かどうかということの判断を求めるためにこのような点検のほうをしております。

(諏訪) そうしますと、今回4年度に関しては1件行ったということでございますけれども、そうしますと住宅改修のさらに見直しがそのときに行われたということですのでよろしいのでしょうか。

(介護保険課長) ちょっと今1件この点検、事業報告書がございますので、このときでいえば一応指摘点が若干専門家のほうからありまして、最初に脱衣所と浴室の間に15センチ程度の段差があつて、業者につきましては、すのこと手すりの設置を検討していたのですけれども、すこのを設置することで段差は解消されることが見込まれるので、手すりの設置は不要ではないのかというふうなアドバイスをいただいております。ですから、当初は段差解消のために、すこの設置と手すりの取付けがあつたのですけれども、専門的観点から手すりの設置は不要というような報告書を頂いております。

(諏訪) まず、議運の資料請求の中で各部署ごとの時間外の勤務時間が示されまして、ここで介護保険課さんも結構出ております。年間で2,643時間です。2,000時間を超える課というのはあまり多くなくて、非常に時間外の勤務が多いのかなということと併せて、仕事の分量、業務の分量、また認定調査に関わる時間なども含めて業務と職員の配置が適正なのかどうかをちょっと伺いたいと思います。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後3時32分)



(開議 午後3時34分)

(委員長) では、休憩前に引き続き会議を開きます。

(健康福祉部長) ご質問の時間外勤務の時間、確かに大きい数字なのですが、もともと職員数も多うございますので、合計の数字も大きくなるという状況はございます。ただ、工夫しながら業務は行っている

ところですがけれども、どうしても認定の件数、それから給付の事務が多くなりますと、他律的業務ではないですけれども、時間外の勤務も当然増えてまいります。今いる職員の中で工夫しながら行っておりますので、職員数が適正かと言われると、多ければ多いほどはいいのかもしれませんが、工夫をしながら協力体制の下で今やっている状況でございます。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 3 時 3 5 分)



(開議 午後 3 時 3 6 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(高橋) 通告をしていないのですけれども、前任者の質問のところから 1 点だけ質問させていただきたいのですけれども、先ほど介護予防の事業が全体的に 2.1%、本市としては力を入れているというご答弁があったのですけれども、介護予防事業ということは要するに要支援の方が要介護にならない、要介護度が低い方が上がらないようにといった事業になると思うのですけれども、こういった力を入れているというところから、効果だったりとか結果みたいなものというのは、数字的なものだったりとかというので明確なものというのがありましたら伺いたいのですけれども。

(介護保険課長) 介護予防、先ほどの補正予算でも債務負担でご承認いただきました一般介護予防事業で、はつらつ健康スタジオが市内公民館等で行われております。それが年々やる施設というか、回数とか場所が多くなったりとかしておりますので、そちらのほうでかなり、それにつきましては比較的どなたでも、65歳以上ならどなたでも参加できますので、それで始終体を動かすことによって介護予防のほうにもかなり則しているのではないかなという気がするのと、先ほどどなたか委員のご答弁で申し上げましたけれども、それに付随して鴻巣市はやはり要介護認定率が低いので、どれだけ因果関係があるか分かりませんが、そのような体操等を行っていただくことによって要介護認定がまだ低い状態で済んでいるのかなというような分析はしております。

以上でございます。

（健康福祉部長）少し加えさせていただきます。

介護予防の効果を数字でということですね。なかなか、これだけ効果がありましたというのは表しづらいところではあります。その中でも、先ほど課長が申しあげましたはつらつ健康スタジオにつきましては、誰でもどこでも参加できる、申込みは、去年はコロナの関係で申込み制にしていたけれども、524回年間やっております。こういうところは非常に介護予防には効果があるのかなと思っております。それから、いきいき百歳体操を取り入れたのすっこ体操、これは地域で自分たちで運営いただく体操の自主グループですか、これが三十数か所立ち上がっております。ご自分たちで、お仲間、近所の方が参加していたりでもオーケーというところで、地域づくりにもなるし、介護予防にもなるしという効果が現れて、これも数もどんどん増えていっているというところでございます。

以上です。

（高橋）ありがとうございます。様々な介護予防、そして地域コミュニティ、高齢化が進んでいる本市の中でもそういった事業がされているというのはとてもありがたいなって思ったのですけれども、それで要介護度が上がらないということ、もちろん要支援者にもならない、アクティブシニアというのですか、そういった方たちが要支援にならない、要介護度にならないというところがやっぱり一番目的だと思うのですけれども、そういったところ先ほど言った数字ではなかなかというふうにおっしゃっていたのですけれども、そういうの、はつらつ事業でやっただけで、減っているというか、上がっていないなという感覚というのはあるというふうな認識で。ちょっと何かあれですけれども。

（健康福祉部長）鴻巣市は要介護認定率が12%台ということで低い自治体です。決して介護の入り口でお断りをしているという状況ではなくて、必要な方にはもちろん申請につないでいるということと併せますと、やはり本市の独自の介護予防事業が要介護に至る前に元気な高齢者を育てているというのですか、元気な高齢者でいていただけるという効果が出

ているというふうには認識しております。

（西尾）先ほど前任者の方の質問の中に認知症についてこういったところに連絡をしたらよいか分からないということがありました。また、この審議、決算認定の質疑を通じまして、市民の方への認知症あるいは介護についての周知、そういった介護保険制度についての周知、こういったものもテーマにはなっているのですけれども、私、昨日帰りがけに、この本庁舎の1階の入り口のピアノの前に「もっと知ろう、もっと語ろう認知症」って掲示板にいろいろ力作の、作っていただいたのがすごい力作だなと思って眺めていたのですけれども、これあそこに置いておくのは非常にもったいないと思うのです。あそこほとんど気がつかないし、見る方が少ないと思うのです。せっかくこれだけ力作のボードを作っているのですから、例えば第二庁舎のほうが皆さん、市民の方いらっしゃるのではないかと思うのですけれども、もっと……

（何事か声あり）

（西尾）新庁舎。ごめんなさい。新庁舎ですね。新庁舎のほうが皆さんいっぱいいらっしゃるのではないかと思うのですけれども、どこか新庁舎のほうにこういうのが本庁舎にありますって誘導する案内とか、あとは新庁舎のほうにこれもまた移動して掲示するとか、せっかく作っていただいた掲示ですので、もう少し有効利用できるように、多くの方の目に触れるようなところに工夫して置くとかというのはいかがでしょうか。

（介護保険課長）まず、西尾委員から力作ということで大変お褒めのお言葉をいただきまして、ありがとうございます。担当のほうでもかなり今回は頑張らせていただきましたので、認知症のほうの、知りたいということでもかなり担当のほうも頑張っておりますので、この言葉につきましては担当のほうにも伝えさせていただきます。

それで、今ご質問の庁舎のほうなのですけれども、庁舎管理の部署と協議いたしまして、検討というか、考えさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

（委員長）ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(諏訪) では、介護保険特別会計、令和4年度の決算に対して反対討論を申し上げます。

職員の皆さん本当によく頑張っておられるというのはよく分かります。ただし、やはり国が給付を抑制する動きが出ています。これはもうかねてからあるのですけれども、それに乗った事業が増えつつあるというところでは、ケアプランチェック、そして住宅改修点検のことまでしているということですが、これ専門職の仕事をないがしろにするものだなというふうに私は感じます。国の制度をやはり自治体として、保険者として、これは必要のないものだと思ったら、やはり市民の側に立った介護保険制度を運営していただきたい。何よりも保険料は、このままでは支えるといえますか、保険料を納める側が痛みを分かち合うような、そういった制度になってしまいますので、保険者としての主体的なもので今後は運営をしていただきたいというところで反対です。

以上です。

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第80号 令和4年度鴻巣市介護保険特別会計決算認定について、これについて原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第80号は原案のとおり認定されました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

次に、文教福祉常任委員会の視察研修についてお諮りいたします。文教福祉常任委員会の視察研修について、日程は令和5年11月7日火曜日から9日木曜日の3日間、視察先、視察項目については、各務原市、高齢者のフレイル予防を軸とした健康増進事業について、可児市、文化創造センター a l a 及び文化芸術への取組について、岐阜市、子ども・若者総合支援センター“エールぎふ”及びこどもサポート総合センターについてとし、実施したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認めます。

よって、文教福祉常任委員会の視察研修について、ただいま申し述べたとおり行うことに決定しました。

なお、会議録の調製及び委員長報告書の作成につきましては委員長に一任願います。

これをもちまして文教福祉常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(閉会 午後3時48分)